

4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

調査区域には、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第五条の二第一項に規定する硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制地域に指定されている地域はありません。

2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日法律第14号)第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域及び同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域に指定されている地域はありません。

3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号、最終改正：平成29年5月12日法律第26号)第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

4) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の地域

調査区域には、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の地域はありません。

5) 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域はありません。

6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号)第十一条第二項の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

7) 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」(昭和48年9月1日 法律第72号、最終改正：令和6年5月29日 法律第40号) 第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域及び同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区はありません。

8) 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号、最終改正：令和4年6月17日 法律第68号) 第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区はありません。

また、調査区域には、「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成18年3月30日 大分県条例第14号、最終改正：令和7年3月27日 大分県条例第3号) 第十九条第一項の規定により指定された生息地等保護区はありません。

9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

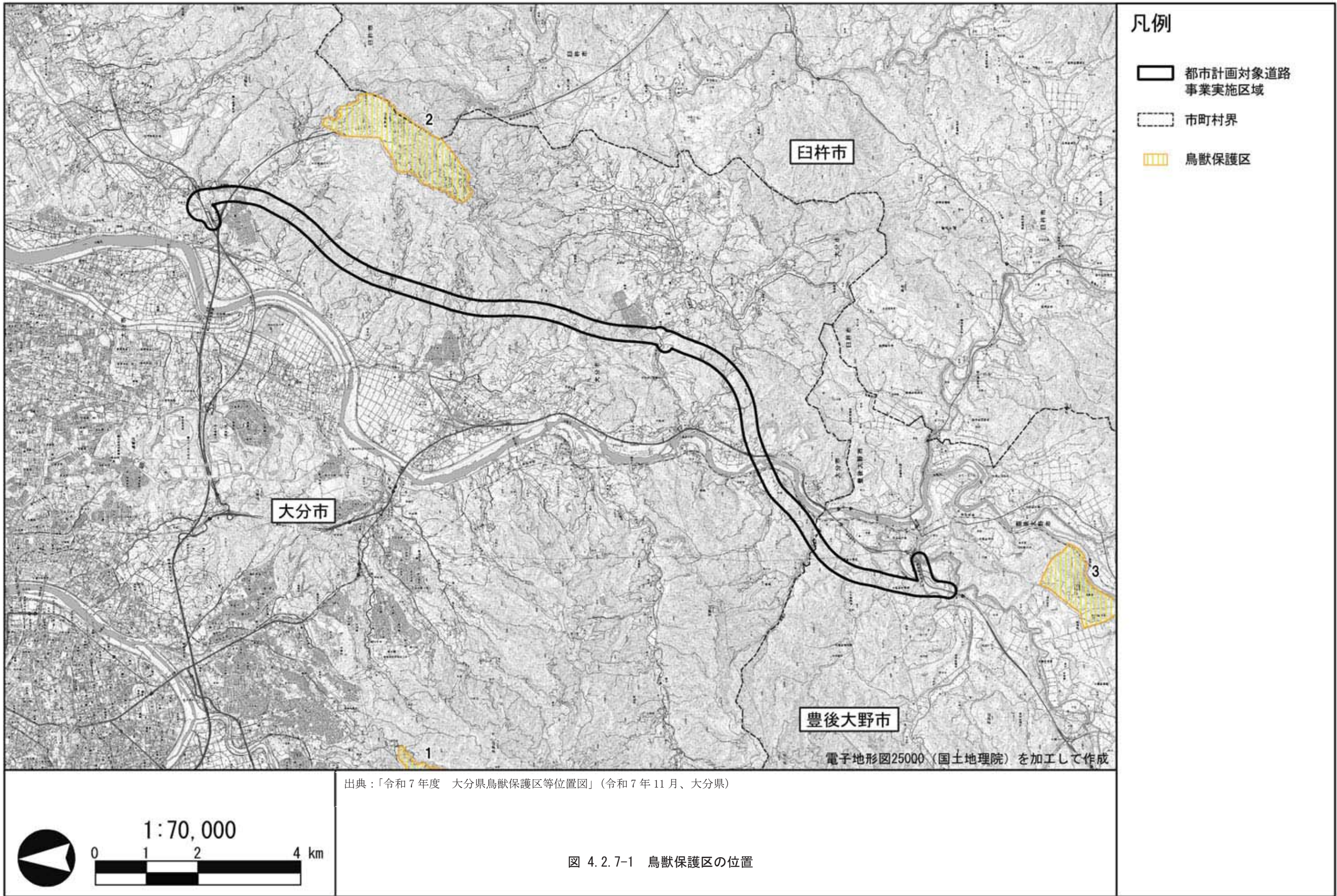
調査区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日 法律第88号、最終改正：令和7年4月25日 法律第28号) 第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区が3箇所あります。鳥獣保護区の状況は表4.2.7-1に、位置は図4.2.7-1に示すとおりです。

表 4.2.7-1 鳥獣保護区

番号	名称	存続期間	面積 (ha)	所在地
1	霊山鳥獣保護区	令和5年11月1日～ 令和15年10月31日	605	大分市
2	九六位鳥獣保護区	令和4年11月1日～ 令和14年10月31日	316	大分市
3	白鹿山鳥獣保護区	平成28年11月1日～ 令和8年10月31日	120	豊後大野市

注) 表中の番号は図4.2.7-1に対応

出典：「令和7年度 大分県鳥獣保護区等位置図」(令和7年11月、大分県)



10)特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日 条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日 条約第 1 号）第二条一の規定により指定された重要な湿地の区域はありません。

11)文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第百九条第一項の規定により指定された名勝及び天然記念物及び同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観はありません。

12)都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号、最終改正：令和 7 年 6 月 4 日 法律第 51 号）第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区が 2 箇所あります。指定状況は表 4.2.7-2 に、位置は図 4.2.7-2 に示すとおりです。

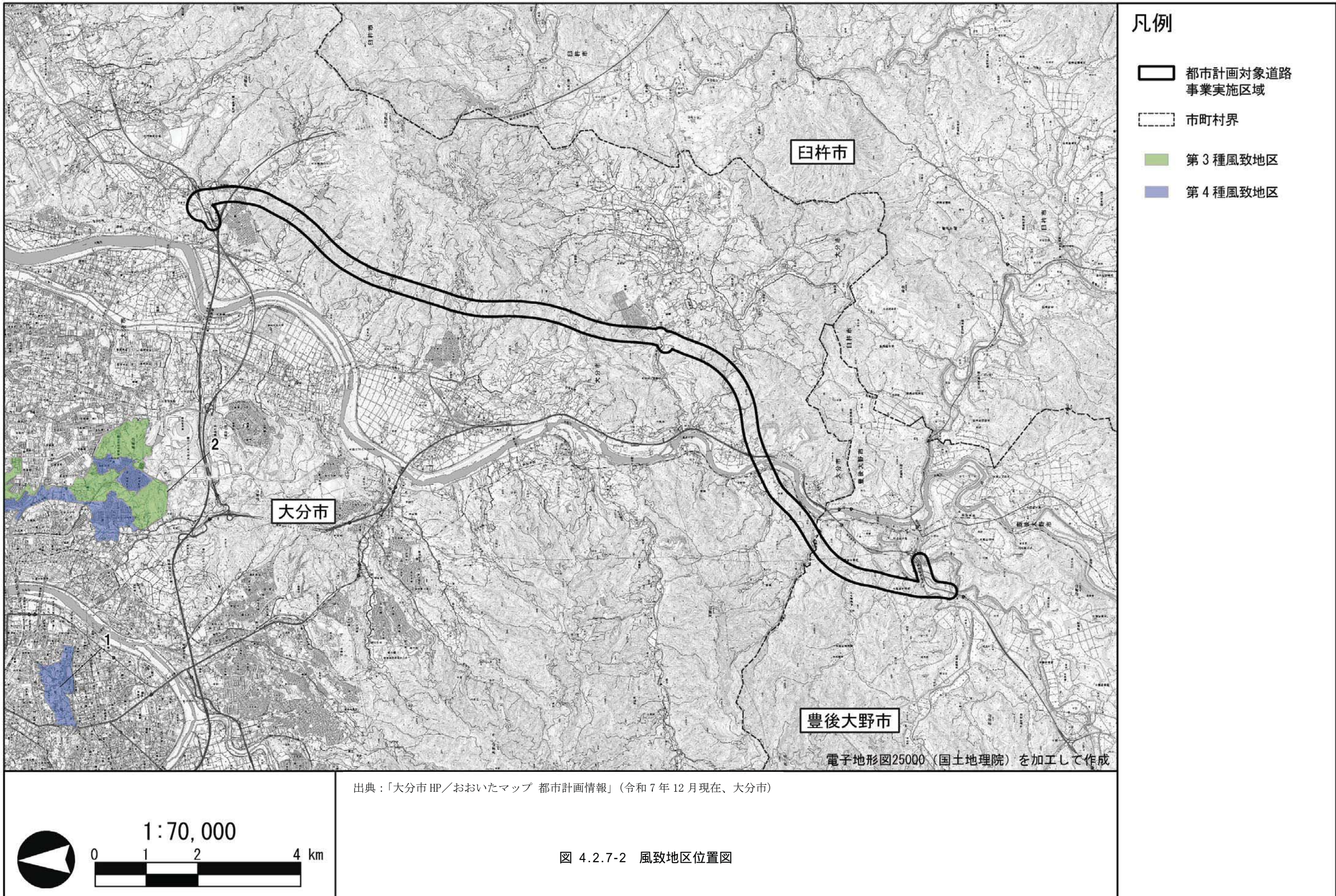
表 4.2.7-2 風致地区

番号	区域名	地区名	種別	面積 (ha)	最終決定年月日
1	大分都市	上野ヶ丘風致地区	第 4 種	70.3	昭和 46 年 3 月 12 日
2	計画区域	松栄山風致地区	第 3, 4 種	367.0	平成 23 年 3 月 29 日

注) 表中の番号は図 4.2.7-2 に対応

出典：「大分県の都市計画（資料編）」（令和 7 年 9 月、大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課）

「大分県 HP / 大分県における風致地区の指定状況」（令和 7 年 12 月現在、大分県）



- 凡例
-  都市計画対象道路
事業実施区域
 -  市町村界
 -  第3種風致地区
 -  第4種風致地区

出典：「大分市 HP／おおいたマップ 都市計画情報」(令和7年12月現在、大分市)

図 4.2.7-2 風致地区位置図

13)環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準

(1)大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第十六条第一項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準は、表4.2.7-3に示すとおりです。

表 4.2.7-3 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化イオウ	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

注3) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注4) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第74号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日 環境省告示第100号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日 環境省告示第89号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

(2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」第十六条第一項の規定により定められた、騒音に係る環境基準は表 4.2.7-4 に、調査区域における地域のタイプの指定状況は図 4.2.7-3 に示すとおりです。

調査区域では、騒音に係る環境基準が設定されており、地域のタイプが指定されています。

実施区域では、地域のタイプとして、B 類型及び C 類型が指定されています。

表 4.2.7-4 (1) 騒音に係る環境基準

地域のタイプ	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注 6) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示第 35 号）

表 4.2.7-4 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 1) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 4.2.7-4 (3) の基準値の欄に掲げるとおりとする。

注 2) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 3) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示第 35 号）

表 4.2.7-4 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値 (L_{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注 3) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）

(2) (1) に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

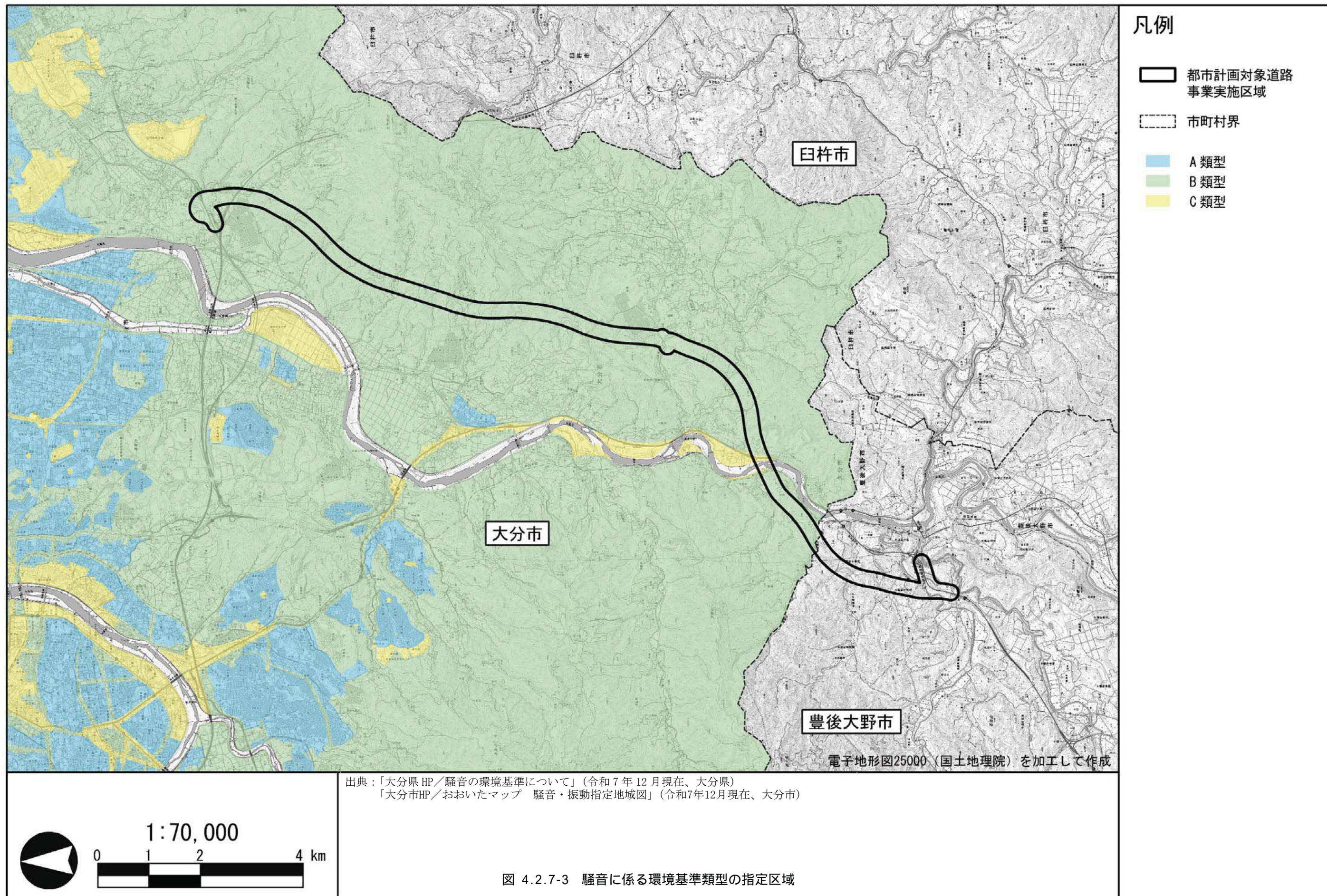
(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15 メートル






(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20 メートル

注 5) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示第 35 号）

「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年 9 月 30 日 環大企第 257 号）



- 凡例
-  都市計画対象道路
事業実施区域
 -  市町村界
 -  A 類型
 -  B 類型
 -  C 類型

出典：「大分県HP/騒音の環境基準について」(令和7年12月現在、大分県)
「大分市HP/おおいたマップ 騒音・振動指定地域図」(令和7年12月現在、大分市)

図 4.2.7-3 騒音に係る環境基準類型の指定区域

(3)水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第十六条第一項の規定により定められた、水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 4.2.7-5 に、生活環境の保全に関する環境基準は表 4.2.7-6 に示すとおりです。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号）第七条の規定により定められたダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は表 4.2.7-7 に示すとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準について、調査区域における河川の類型指定状況は表 4.2.7-8～表 4.2.7-9 及び図 4.2.7-4 に示すとおりです。

調査区域では、丹生川上流、大分川中流、大野川上流、大野川下流、乙津川、臼杵川、末広川が A 類型、丹生川下流、大分川下流が B 類型、住吉川及び原川が C 類型、住吉川、丹生川、尾田川、大分川、寒田川、七瀬川下流、大野川、判田川、茜川、野津川、三重川、乙津川、原川、臼杵川、末広川が生物 B 類型に指定されています。

また、ダイオキシン類の汚染に係る環境基準については、公共用水域及び地下水について適用されています。

表 4.2.7-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号）

表 4.2.7-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

注2) 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注3) 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

注4) いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。

注5) 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

注6) 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注7) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注8) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注9) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注10) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注11) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日 環境省告示第35号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号)

表 4.2.7-7 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 基準値は、年間平均値とする。

注 3) 公共用水域及び地下水について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号)

表 4.2.7-8 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（河川）

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間
大分市内河川	住吉川	全域	C	イ
	丹生川上流	松本橋より上流（支川を除く）	A	イ
	丹生川下流	松本橋より下流（支川を除く）	B	ロ
大分川水系	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで（流入する支川を含む）	A	ロ
	大分川下流	府内大橋より下流（流入する支川を含む）	B	ハ
大野川水系	大野川上流	筒井大橋より上流（流入する支川を含む）	A	イ
	大野川下流	筒井大橋より下流（流入する支川を含む）	A	ロ
	乙津川	原川を除く全域	A	イ
	原川	全域	C	ロ
臼杵市内河川	臼杵川	全域	A	イ
	末広川	全域	A	イ

注) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は 5 年以内可及的速やかに達成

「ハ」は 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大分県 HP/令和 6 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和 7 年 12 月現在、大分県）

表 4.2.7-9 水生生物の保全に係る環境基準の類型指定の状況（河川）

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間
大分市内河川	住吉川	鳥越橋より下流	生物 B	イ
	丹生川	全域	生物 B	イ
	尾田川	堤原橋より下流	生物 B	イ
大分川水系	大分川	全域	生物 B	イ
	寒田川	全域	生物 B	イ
	七瀬川下流	出会橋より下流	生物 B	イ
大野川水系	大野川	白水ダムより下流	生物 B	イ
	判田川	全域	生物 B	イ
	茜川	全域	生物 B	イ
	野津川	全域	生物 B	イ
	三重川	全域	生物 B	イ
	乙津川	全域	生物 B	イ
	原川	全域	生物 B	イ
臼杵市内河川	臼杵川	全域	生物 B	イ
	末広川	全域	生物 B	イ

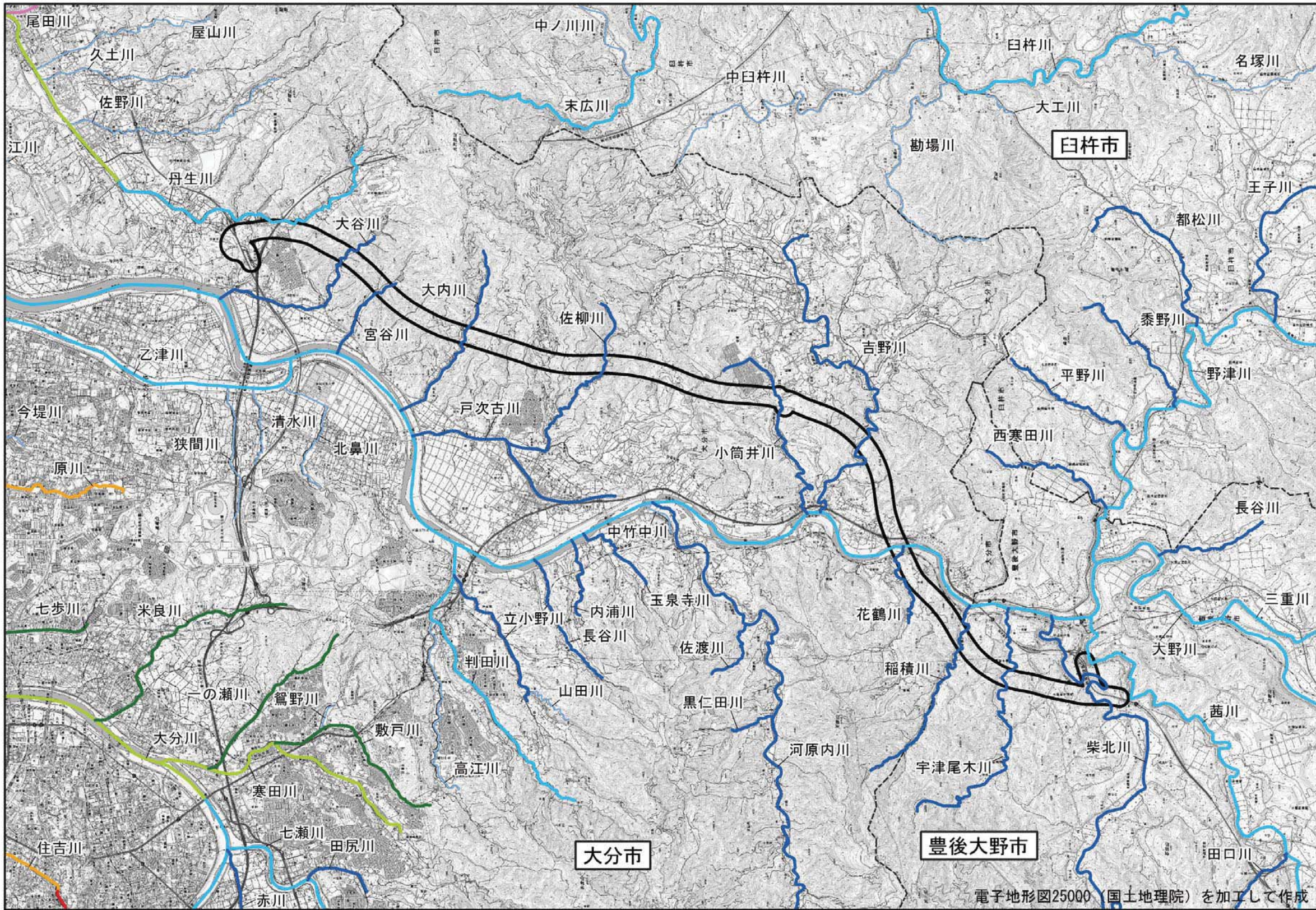
注) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大分県 HP/令和6年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和7年12月現在、大分県）



凡例

- 都市計画対象道路
事業実施区域
- 市町村界

類型

- 河川 A 類型
- 河川 B 類型
- 河川 C 類型
- 河川 A 類型, 生物 B 類型
- 河川 B 類型, 生物 B 類型
- 河川 C 類型, 生物 B 類型
- 生物 B 類型
- 河川

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

出典: 「大分県 HP / 令和 6 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」 (令和 7 年 12 月現在、大分県)

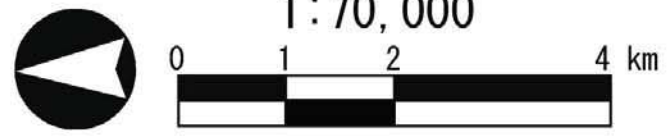


図 4.2.7-4 水質汚濁に係る環境基準類型指定

(4)地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第十六条第一項の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 4.2.7-10 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定により定められたダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準は表 4.2.7-11 に示すとおりです。

表 4.2.7-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号、最終改正：令和7年3月31日 環境省告示第41号)

表 4.2.7-11 ダイオキシン類による地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

- 注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 注2) 基準値は、年間平均値とする。
 注3) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する
 出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日 環境省告示第89号)

(5)水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定により定められたダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準は表 4.2.7-12 に示すとおりです。

表 4.2.7-12 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日 環境省告示第89号）

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第十六条第一項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準は表 4.2.7-13 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定により定められたダイオキシン類の汚染に係る環境基準は表 4.2.7-14 に示すとおりです。

表 4.2.7-13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準 (環境上の条件)
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

- 注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 注4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 注5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号、最終改正：令和7年3月31日 環境省告示第37号)

表 4.2.7-14 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

- 注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 注2) 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 注3) 土壤にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
- 注4) 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。
- 出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日 環境省告示第89号）

14) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

調査区域では、「環境基本法」第十七条の規定に基づく公害防止計画の策定地域として、昭和46年に大分市及び大分市佐賀関（旧佐賀関町）が大分地域として指定を受け、昭和47年度を初年度とする5か年計画を策定しました。その後、昭和62年に大分市のみを対象とした計画延長の指示を受け、第8次計画（平成19年度～22年度）まで公害防止計画が策定されていましたが、現在新たな計画は策定されていません。

15) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第三条第一項及び第十七条第一項の規定に基づき定められた自動車騒音の限度及び時間の区分は表4.2.7-15に、事業実施予定区域及びその周囲における自動車騒音の規制区域の指定状況は図4.2.7-5に示すとおりです。

調査区域では、自動車騒音の限度に係る区域の区分が指定されています。実施区域では、b区域及びc区域が指定されています。

表 4.2.7-15(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注1) a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)

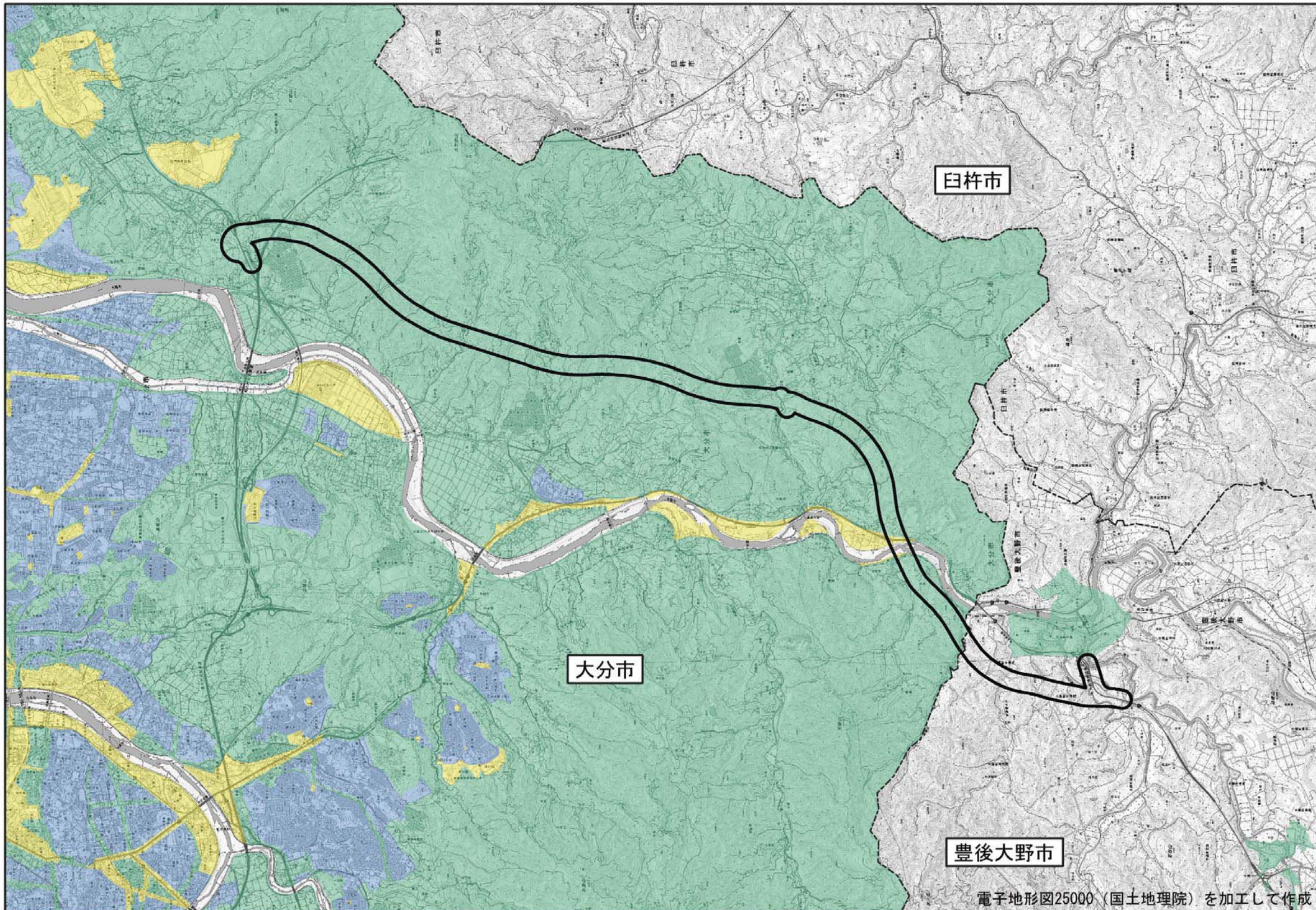
表4.2.7-15(1)に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mの範囲までをいう。)に係る限度は、表4.2.7-15(1)にかかわらず、表4.2.7-15(2)に掲げるとおりとされています。

表 4.2.7-15(2) 自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)



凡例

-  都市計画対象道路
事業実施区域
-  市町村界
-  a 区域
-  b 区域
-  c 区域

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

出典：「大分市HP／おおいたマップ 騒音・振動指定地域図」(令和7年12月現在、大分市)
 「自動車騒音の限度に関する区域の区分の決定」(平成23年4月1日 豊後大野市告示第80号)
 「自動車騒音の限度に関する区域の区分の決定」(平成24年3月30日 臼杵市告示第18号)

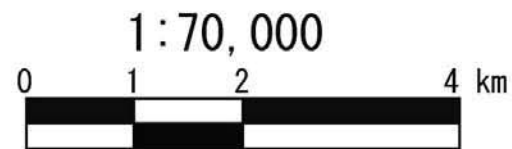


図 4.2.7-5 自動車騒音の規制区域

16) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき定められた特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準及び時間の区分は表 4.2.7-16 に、規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表 4.2.7-17 及び図 4.2.7-6 に示すとおりです。

調査区域では、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域が指定されています。実施区域では、第1号区域が指定されています。

表 4.2.7-16 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び時間の区分

区域	敷地の境界における騒音の基準	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85dB を超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第2号区域		午後10時から翌日6時までの時間内でないこと	14時間を超えないこと		

出典：「大分県 HP/騒音規制について」（令和7年12月現在、大分県）
 「大分市 HP/特定建設作業の届出について」（令和7年12月現在、大分市）

表 4.2.7-17 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の地域指定状況及び区域の区分

区域	該当地域（都市計画法における用途地域）
第1号区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域 上記以外の地域で、学校、保育所、病院、診療所、図書館および特別養護老人ホーム等の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	工業地域、工業専用地域

出典：「大分市 HP/特定建設作業の届出について」（令和7年12月現在、大分市）

表 4.2.7-18 騒音規制法に基づく特定建設作業

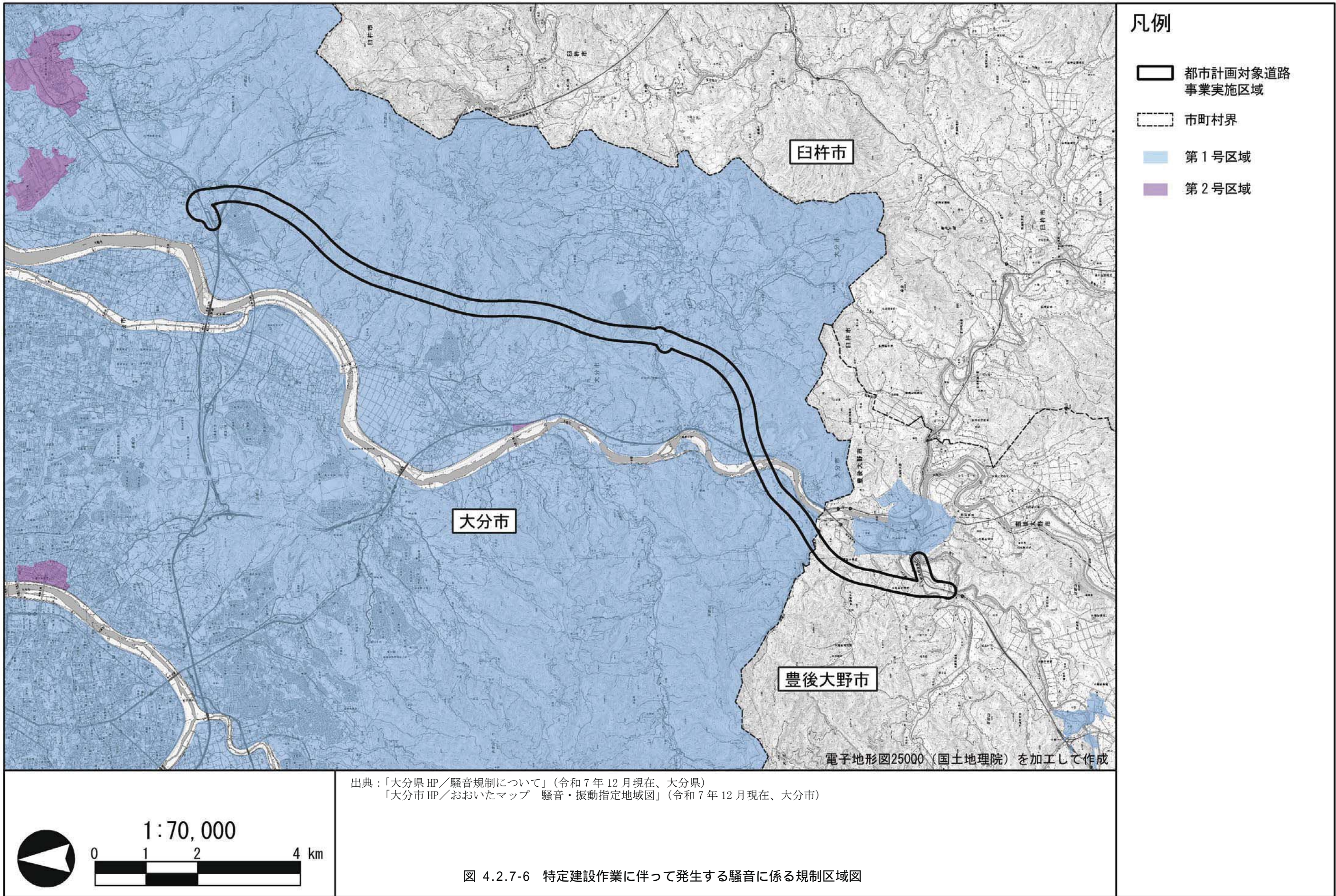
番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機を使用する作業（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業

出典：「大分県HP/騒音規制について」（令和7年12月現在、大分県）
 「大分市HP/特定建設作業の届出について」（令和7年12月現在、大分市）

表 4.2.7-19 大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

番号	特定建設作業
1	くい打・くい抜機を使用する作業
2	ショベル系掘削機を使用する作業（騒音規制法に該当しないもの）
3	コンクリートカッターを使用する作業
4	鉄球を使用する解体作業
5	ディーゼル発電機を使用する作業（他の特定建設作業の動力としての使用を除く）

出典：「大分市HP/特定建設作業の届出について」（令和7年12月現在、大分市）



17)振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号、最終改正：令和4年6月17日 法律第68号) 第十六条第一項の規定に基づき定められた道路交通振動の限度と時間の区分は表4.2.7-20に、調査区域における道路交通振動の規制区域の指定状況は図4.2.7-7に示すとおりです。

調査区域では、道路交通振動の限度に係る区域の区分が指定されています。実施区域では、第1種区域及び第2種区域が指定されています。

表 4.2.7-20 道路交通振動の限度と時間の区分

区域の区分	時間の区分と要請限度	
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注1) 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- (1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

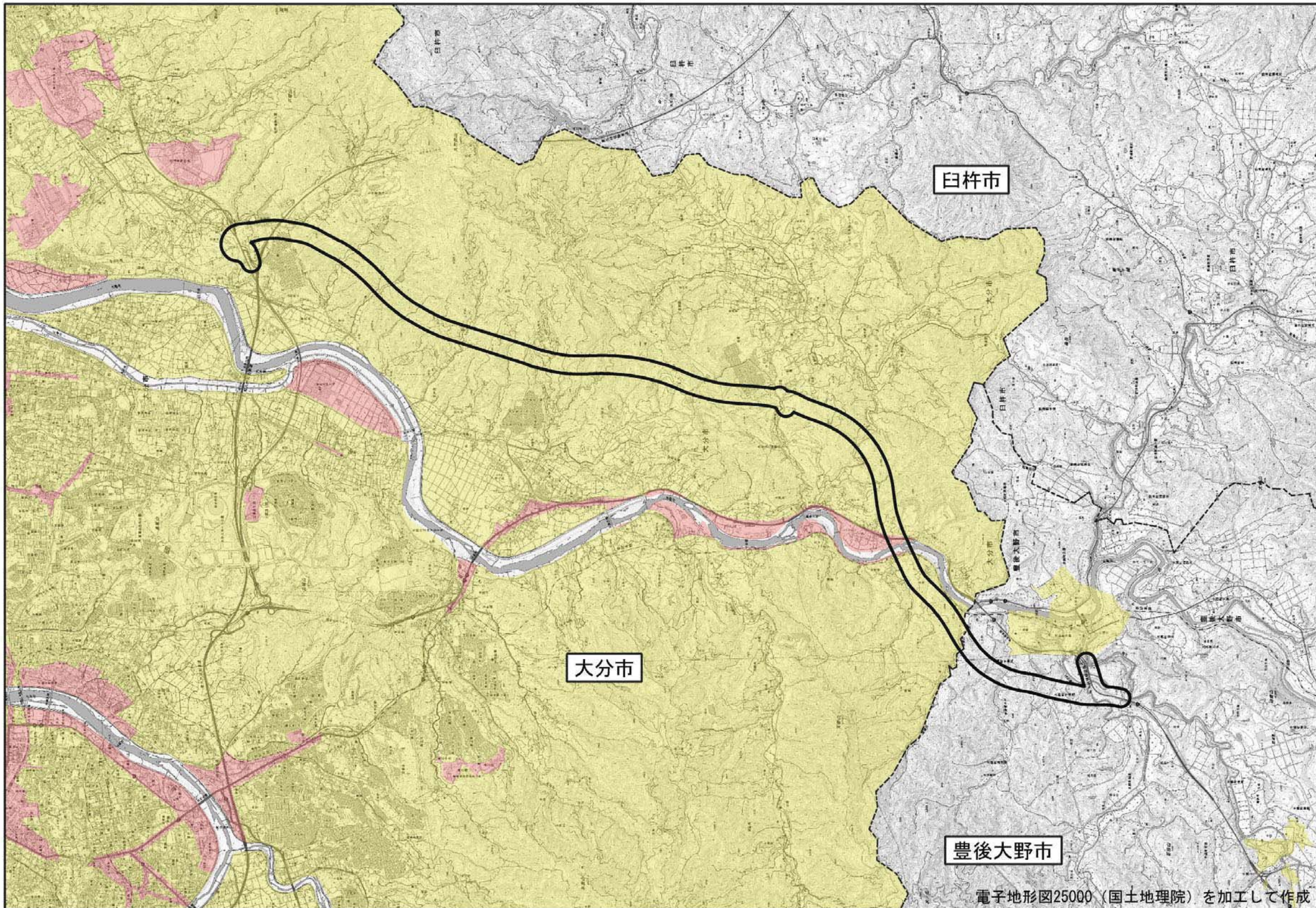
注2) 振動レベルは、5秒間隔、100個またはこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号)

「大分市HP/令和7年版 環境白書(資料編)」(令和7年10月、大分市)

「道路交通振動の限度に関する区域の区分及び時間の区分の決定」(平成23年4月1日 豊後大野市告示第83号)

「道路交通振動の限度に関する区域の区分及び時間の区分の決定」(平成22年4月1日 臼杵市告示第55号)



凡例

-  都市計画対象道路
事業実施区域
-  市町村界
-  第1種区域
-  第2種区域

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

出典:「大分市 HP/おおいたマップ 騒音・振動指定地域図」(令和7年12月現在、大分市)



図 4.2.7-7 道路交通振動規制区域

18) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準及び時間の区分は表 4.2.7-21 に、規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表 4.2.7-22 及び図 4.2.7-8 に示すとおりです。

調査区域では、特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域が指定されています。実施区域では、第1号区域が指定されています。

表 4.2.7-21 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び時間の区分

区域	敷地の境界における騒音の基準	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	75dBを 超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第2号区域		午後10時から翌日6時までの時間内でないこと	14時間を超えないこと		

出典：「大分県 HP/振動規制について」（令和7年12月現在、大分県）
「大分市 HP/特定建設作業の届出について」（令和7年12月現在、大分市）

表 4.2.7-22 特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の地域指定状況及び区域の区分

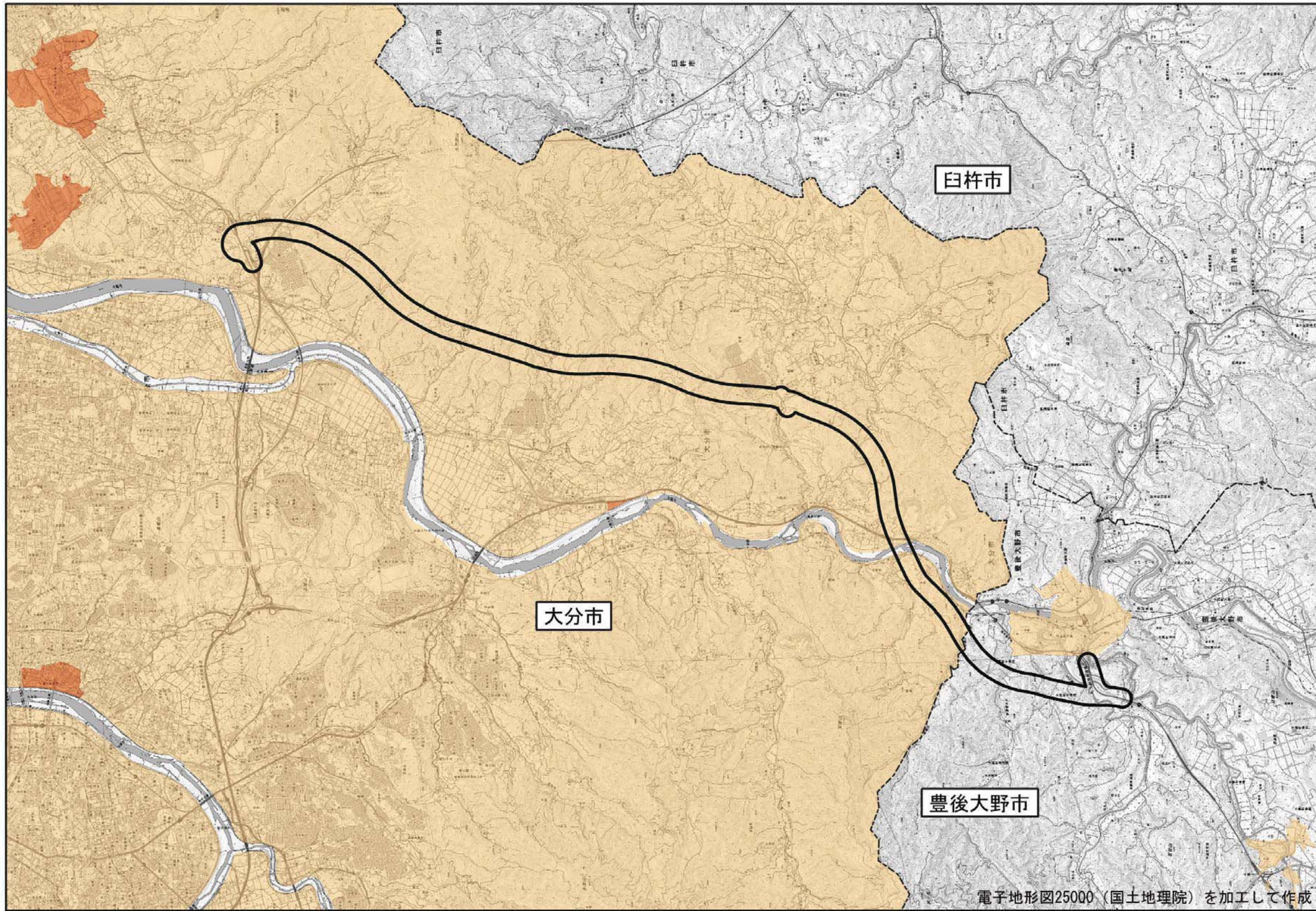
区域	該当地域（都市計画法における用途地域）
第1号区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域 上記以外の地域で、学校、保育所、病院、診療所、図書館および特別養護老人ホーム等の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	工業地域、工業専用地域

出典：「大分市 HP/特定建設作業の届出について」（令和7年12月現在、大分市）


表 4.2.7-23 振動規制法に基づく特定建設作業

番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

出典：「大分県 HP/振動規制について」（令和7年12月現在、大分県）
「大分市 HP/特定建設作業の届出について」（令和7年12月現在、大分市）



凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  市町村界
-  第1号区域
-  第2号区域

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

出典：「大分県 HP/振動規制について」(令和7年12月現在、大分県)
「大分市 HP/おおいたマップ 騒音・振動指定地域図」(令和7年12月現在、大分市)

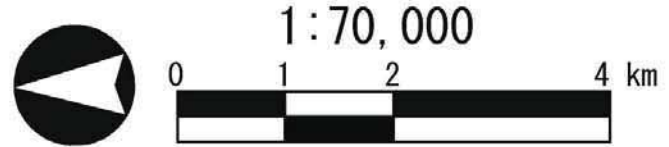


図 4.2.7-8 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制区域図

19)水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域

(1)「排水基準を定める省令」によって定められた排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第三条第三項の規定に基づく排水基準は、表4.2.7-24に示すとおりです。

有害物質による汚染として28項目、その他の汚染として15項目について全国一律の排水基準が定められています。

表4.2.7-24(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による汚染)

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注1)「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日環境省令第17号)

表 4.2.7-24(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の汚染）

項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800 コロニー形成単位 /mL
窒素含有量		120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）

注 1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

注 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。

注 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。

注 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

注 7) 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 27 号、改定：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号（排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）

※「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示第 67 号、改定：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号（排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年 5 月 26 日 環境省令第 17 号）

(2) 「水質汚濁防止法第三条第三項の排水基準に関する条例」による上乗せ排水基準

大分県では、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年12月25日 大分県条例第46号、最終改正：令和4年6月30日 大分県条例第22号）に基づき上乗せ基準を定めています。

調査区域では、瀬戸内区域に該当し、特定事業場からの排水基準が適用されます。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく上乗せ排水基準は表 4.2.7-25 に示すとおりです。

表 4.2.7-25(1)水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準（瀬戸内区域及び入津）

単位:mg/L

業種名	上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）					
	排水量別 区分	COD	SS	鉍油類	動植物 油脂類	排水量別 区分	COD	SS	鉍油類	動植物 油脂類	
金属鉍業	—	15(10)	20(15)	その他の業 種に同じ	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	その他の業 種に同じ	7	
						10000m ³ 以上	10(5)		同上	5	
食料品製 造業	果実缶詰製 造業	—	110(80)	110(80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
							100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
							1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
							10000m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	乳製品製 造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
							100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
							1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
							10000m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	畜産食料品 製造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	90(60)	110(80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
							100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
							1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
							10000m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	パン・菓子 製造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	80(50)	110(80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
							100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
							1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
							10000m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	冷凍調理食 品製造業 清涼飲料水 製造業 蒸留酒・混 成酒製造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
							100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
							1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
							10000m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
清酒製 造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	
						100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7	
						1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7	
						10000m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5	
その他	50m ³ 以上 100m ³ 未満	110(80)	110(80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	
						100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7	
						1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7	
						10000m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5	
パルプ・ 紙・紙加 工品製 造業	クラフトパ ルプ製 造業	—	100(75)	45(30)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	20(15)	同上	7
							10000m ³ 以上	15(10)	20(15)	同上	5
	機械すき 和紙製 造業	—	80(60)	30(20)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	45(30)	15(10)	同上	7
							10000m ³ 以上	—	—	同上	5
	古紙を原料 とする板紙 製造業	—	80(60)	45(30)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	45(30)	15(10)	同上	7
							10000m ³ 以上	—	—	同上	5
その他	—	30(20)	45(30)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	20(15)	同上	7	
						10000m ³ 以上	15(10)	20(15)	同上	5	

表 4.2.7-25(2) 水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準（瀬戸内区域及び入津）

単位:mg/L

業種名			上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）				
			排水量別区分	COD	SS	鉍油類	動植物油脂類	排水量別区分	COD	SS	鉍油類	動植物油脂類
化学工業	有機化学工業 製品製造業	合成染料、染料医療中間物、有機顔料、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤製造業	—	70(50)	35(25)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	2	7
		10000m ³ 以上						10(5)				
		その他	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	20(15)	20(15)	2	—	10000m ³ 以上	10(5)	1	—	—
	その他	—	30(20)	45(30)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7	
							10000m ³ 以上	10(5)		同上	5	
	石油精製業	—	15(10)	15(10)	1	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	1	7	
10000m ³ 以上							10(5)	1		5		
窯業・土石製品製造業	—	15(10)	45(30)	その他の業種に同じ	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		同上	5		
鉄鋼業	—	15(10)	20(15)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	1	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		1	5		
非鉄金属製造業	—	15(10)	30(20)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	その他の業種に同じ	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		同上	5		
金属製品製造業	—	15(10)	15(10)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	同上	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		同上	5		
電気機械器具製造業	—	15(10)	15(10)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	同上	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		同上	5		
採石業及び砂・砂利・玉石採取業	—	30(20)	120(90)	その他の業種に同じ	—	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	30(20)	80(60)	同上	7		
						1000m ³ 以上 10000m ³ 未満		60(40)	同上	7		
						10000m ³ 以上		30(20)	同上	5		
洗たく業	—	80(60)	80(60)	同上	10	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	80(60)	同上	7		
						1000m ³ 以上 10000m ³ 未満		60(40)	同上	7		
						10000m ³ 以上		30(20)	同上	5		
と畜場	—	60(40)	90(70)	同上	10	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	80(60)	同上	7		
						1000m ³ 以上 10000m ³ 未満		60(40)	同上	7		
						10000m ³ 以上		30(20)	同上	5		
し尿処理施設	処理対象人員 2000人未満	80(60)	90(70)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	45(30)	70(50)	同上	7		
	処理対象人員 2000人以上	45(30)		同上	—	10000m ³ 以上				5		
	その他	45(30)		同上	—	—				—		
下水道終末処理施設	—	30(20)	90(70)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	90(70)	同上	7		
						10000m ³ 以上				5		
輸送用機械器具製造業	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	70(50)	70(50)	2	—	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	30(20)	35(25)	2	7		
	1000m ³ 以上	30(20)	30(20)	2	—	1000m ³ 以上	15(10)	15(10)	2	5		
その他	50m ³ 以上 100m ³ 未満	90(60)	110(80)	2	—	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	60(40)	2	7		
	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	70(50)	70(50)	2	—	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	35(25)	35(25)	2	7		
	1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	30(20)	2	—	1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	2	7		
	10000m ³ 以上	15(10)	15(10)	1	—	10000m ³ 以上	10(5)	10(5)	1	5		

注1) 「既設」とは、昭和49年8月1日において既に設置されていた特定事業場（昭和49年8月1日において既に着工されていたものを含む。）及び平成3年4月1日において既に設置されていた指定地域特定施設のみを設置する特定事業場（平成3年4月1日において既に着工されていたものを含む。）をいう。

注2) 「指定地域特定施設」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第3条の2に規定する施設をいう。

注3) 一の特定事業場が二以上の業種（施設）に該当する場合は、当該事業場の主たる業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

注4) し尿処理施設の業種（施設）に係る上乗せ排水基準は、し尿処理施設のみを特定施設として設置する特定事業場に対して適用する。

注5) 排水量区分は、日平均排水量で区分する。

注6) ()内は日間平均値である。

出典：「大分県HP／水質関係法令の手引き」（令和7年6月、大分県）

(3) 「大分県生活環境の保全等に関する条例」による規制基準

大分県では、「大分県生活環境の保全等に関する条例」(平成 11 年 12 月 24 日 大分県条例第 47 号、最終改正：令和 7 年 3 月 27 日 大分県条例第 3 号)に基づき、県全域を適用区域として許容限度 32 項目、負荷量基準 8 項目について規制基準を定めています。

規制基準は表 4.2.7-26 及び表 4.2.7-27 に示すとおりです。

表 4.2.7-26(1) 大分県生活環境の保全等に関する条例による規制基準(許容限度)

排水特定物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるものほう素 10mg/L 海域に排出されるものほう素 230g/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるものふっ素 8mg/L 海域に排出されるものふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注 1) 排水の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)による。

注 2) 「検出されないこと」とは、注 1) に定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 排水基準を定める省令の一部を改定する省令(平成 13 年環境省令第 21 号)附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同省令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

注 4) 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(令和 6 年環境省令第 4 号)附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同省令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

注 5) 特定工場等に 2 以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの許容限度を適用する。

出典：「大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 12 年 9 月 18 日 大分県規則第 106 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 大分県規則第 19 号)

表 4.2.7-26(2) 大分県生活環境の保全等に関する条例による規制基準（許容限度）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共水域に排出されるもの 5.8～8.6 海域に排出されるもの 5.0～9.0
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800 コロニー形成単位/mL

注 1) 排水の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法による。

注 2) 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令(平成 18 年環境省令第 33 号)附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同省令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

注 3) 特定工場等に 2 以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの許容限度を適用する。

出典：「大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 12 年 9 月 18 日 大分県規則第 106 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 大分県規則第 19 号）

表 4.2.7-27 大分県生活環境の保全等に関する条例による規制基準（負荷量基準）

負荷量基準は、次の式により算定した排水の負荷量とする。

$$Q = \{K1(C1 \cdot V1) + K2(C2 \cdot V2) + K3(C3 \cdot V3)\} / 10^3$$

Q 排水の負荷量(単位 kg/日)

C1 V1に係る排水口における項目ごとに付表に掲げる値(単位 mg/L)

C2 V2に係る排水口における項目ごとに付表に掲げる値(単位 mg/L)

C3 V3に係る排水口における項目ごとに付表に掲げる値(単位 mg/L)

V1 昭和47年4月20日前に設置されている施設及び設備(以下「施設等」という。同日前に設置の工事を行っている施設等を含む。)に係る日間平均排水量(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準(以下「上乗せ排水基準」という。)が適用されない特定工場等にあつては、発電用冷却水を除く。以下同じ。)(単位 m³/日)

V2 昭和47年4月20日以後平成12年12月23日前に設置されている施設等に係る日間平均排水量及び昭和47年4月20日以後平成12年12月23日前行われている施設等の構造・使用方法の変更により増加した日間平均排水量(単位 m³/日)

V3 平成12年12月23日以後に設置される施設等に係る日間平均排水量及び平成12年12月23日以後に行われる施設等の構造・使用方法の変更により増加する日間平均排水量(単位 m³/日)

K1、K2及びK3 V1、V2及びV3の値の区分ごとに次の表に定める係数。ただし、窒素含有量及び燐(りん)含有量にあつては、K1を1.0とし、K2をK1に、K3をK2にそれぞれ読み替えて適用し、また、上乗せ排水基準が適用される特定工場等の上乗せ排水基準項目にあつては、K1、K2、K3をそれぞれ1.0とする。

区分	V1、V2、V3の値 (m ³ /日)	K1	K2	K3
V1	3,000未満	1.0		
	3,000以上	0.9		
V2	3,000未満		0.9	
	3,000以上 10,000未満		0.8	
	10,000以上 30,000未満		0.7	
	30,000以上 100,000未満		0.6	
	100,000以上 300,000未満		0.5	
	300,000以上		0.4	
V3	3,000未満			0.8
	3,000以上 10,000未満			0.7
	10,000以上 30,000未満			0.6
	30,000以上 100,000未満			0.5
	100,000以上 300,000未満			0.4
	300,000以上			0.3

備考

1 生物化学的酸素要求量の許容限度は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量の許容限度は、海域及び湖沼に排出される排水について適用する。

2 特定工場等から排出される排水の負荷量は、次の式により算定するものとする。

$$Q' = \{ \sum (C' \cdot V') \} / 10^3 - H$$

この式において、Q'、C'、V'及びHは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q' 排出される排水の負荷量(単位 kg/日)

C' 各排水口における排水の濃度(単位 mg/L)

V' 各排水口から排出される排水量(単位 m³/日)

H 発電用冷却水に伴う負荷量(単位 kg/日)

3 排水の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法による。

付表

生物化学的酸素要求量	120
化学的酸素要求量	120
浮遊物質	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30
フェノール類含有量	5
窒素含有量	60
燐含有量	8
注) 上乗せ排水基準が適用される特定工場等にあつては当該上乗せ排水基準の数値(日間平均が定められている項目についてはその数値)を、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)附則別表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等にあつては同表の上欄に掲げる項目につき当該業種ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる許容限度の日間平均の数値をそれぞれこの表に定める数値に替えて適用する。	

出典：「大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成12年9月18日 大分県規則第106号、最終改正：令和7年3月31日 大分県規則第19号)

20)水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域

調査区域は、全域が「水質汚濁防止法」第四条の二第一項に規定する指定地域に指定されています。

21)瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域

調査区域は、全域が「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月2日法律第110号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第五条第一項に規定する関係府県の区域に指定されています。

22)瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の十三の規定により指定された自然海浜保全地区

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第十二条の十三の規定による自然海浜保全地区はありません。

23)湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月27日法律第61号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第三条第二項の規定により指定された指定地域はありません。

24)排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日環境省令第17号)別表第二の備考六に規定する窒素含有量についての排水基準を定める湖沼はありませんが、全域が窒素含有量についての排水基準を定める海域に流入する区域となっています。規定状況を表4.2.7-28に示します。

表 4.2.7-28 窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	名称	所在地
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年5月30日環境庁告示第27号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示第78号)
「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年8月27日環境庁告示第67号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示第78号)

25)排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」別表第二の備考七に規定するりん含有量についての排水基準を定める湖沼はありませんが、調査区域は、全域がりん含有量についての排水基準を定める海域に流入する区域となっています。規定状況を表 4.2.7-29 に示します。

表 4.2.7-29 りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	名称	所在地
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年5月30日 環境庁告示第27号、最終改正：平成12年12月14日 環境庁告示第78号)
「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年8月27日 環境庁告示第67号、最終改正：平成12年12月14日 環境庁告示第78号)

26)土壌汚染対策法第六条第一項、第十一条第一項の規定により指定された区域

調査区域には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日 法律第53号、最終改正：令和4年6月17日 法律第68号)第六条第一項の規定により指定された要措置区域及び同法第十一条第一項の規定により指定された形質変更時要届出区域はありません。

27)ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域はありません。

28)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第137号、最終改正：令和4年6月17日 法律第68号)第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域があります。指定状況は「4.1.3 土壌及び地盤の状況」に記載しています。

29)農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第139号、最終改正：平成23年8月30日 法律第105号)第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

30)森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域には、「森林法」(昭和26年6月26日 法律第249号、最終改正：令和7年5月30日 法律第48号)第二十五条の規定により指定された保健保安林及び風致保安林はありません。

31) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）

関係市では、「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律第72号、最終改正：令和6年5月29日 法律第40号）第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「大分市緑の基本計画」（平成31年3月、大分市）が策定されています。「大分市緑の基本計画」は、市全体での緑の保全や緑地の推進など、市の施策や事業を行う際の指針として策定されており、緑の保全並びに創出に係る「基本理念」と「計画の目標（目標年次：2038年）」を定めています。一方、行為の制限や規制基準等は定められていません。

なお、豊後大野市及び臼杵市においては、緑の基本計画は策定されていません。

32) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画（景観計画）

関係市では、「景観法」（平成16年6月18日 法律第110号、最終改正：令和7年4月23日 法律第25号）第八条第一項により定められた良好な景観の形式に関する計画として、大分市では「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）、豊後大野市では「豊後大野市景観計画」（令和元年8月、豊後大野市）、臼杵市では「臼杵市景観計画（景観形成重点地区編）」（平成25年、臼杵市）が策定されています。

「大分市景観計画」においては、大分市全域が景観計画区域とされており、調査区域には、工業エリア、市街地エリア、市街地保全エリア、田園集落エリア、谷戸エリア、自然景観保全エリア、特別保全エリア、沿道景観美化エリア、自然公園・風致地区等エリア、景観地区・地区計画エリアが含まれます。また、調査区域では、「大分市景観計画」で定められた景観形成重点地区としておおいた都心地区（大分駅南口エリア、上野の森周辺エリア、大友氏遺跡周辺エリア）、景観形成重要地区として高田輪中地区及び戸次本町地区が設定されています。

「豊後大野市景観計画」においては、豊後大野市全域が景観計画区域とされており、調査区域には、一般景観地域（地域中心ゾーン）及び一般景観地域（田園・集落、山間森林農業ゾーン）が含まれます。調査区域には、「豊後大野市景観計画」で定められた景観形成重点地区はありません。

「臼杵市景観計画（全体構想編）」においては、臼杵市全域が景観計画区域とされています。調査区域には、「臼杵市景観計画（景観形成重点地区編）」（平成25年、臼杵市）で定められた景観形成重点地区はありません。

さらに、大分県では、県民、事業者、市町村、県が、「おおいたらしい景観の価値」を理解・共有するとともに、関係者が協働して守り育て、魅力ある景観を次世代に引き継いでいくことを基本理念として「大分県広域景観保全・形成指針」（令和5年3月、大分県）が策定されています。指針では12の広域景観エリアが設定されており、調査区域には「景観の一体的な保全・形成を図るエリア」として「日豊海岸エリア」が、「点在する景観の価値の共有を図るエリア」として「臼杵藩文化圏エリア」、「南部石橋文化エリア」が含まれます。

各市の景観計画及び「大分県広域景観保全・形成指針」の内容を表4.2.7-30～表4.2.7-64に、広域景観エリアの位置は図4.2.7-9に、調査区域における景観形成重点地区、景観形成重要地区の位置は図4.2.7-10に示すとおりです。

(1)大分市景観計画
景観計画区域

表 4.2.7-30 届出対象とする行為及びその範囲

行為の内容	届出対象範囲
①建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕、又は模様替え若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域における建築行為で高さ 20m 以上、又は延床面積 3,000m² 以上 ・市街化区域以外の区域における建築行為で高さ 10m 以上、又は延床面積 500m² 以上 ・大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」における建築行為で、高さが 13m 以上又は建築面積 500m² 以上
②工作物の建設等 工作物の建設、築造又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> a. 塔状工作物（煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの、物見塔、記念塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他これに類するもの） <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 15m 以上 ・大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」は、高さが 13m 以上 b. 遊戯施設など（コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設） <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 10m 以上、又は築造面積 500m² 以上 c. 製造施設・貯蔵施設・処理施設など（アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵する施設及び汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する処理施設） <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 10m 以上、又は築造面積 500m² 以上 d. 擁壁など <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 5m 以上 e. 橋・トンネル・堤防など <ul style="list-style-type: none"> ・長さ 20m 以上又は高さ 5m 以上 f. 風力発電施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 10m 以上 g. 太陽光発電施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高低差 10m 以上、又は築造面積 500m² 以上
③特定照明 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の対象規模となる建築物及び工作物に対し行われる、特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更
④屋外における物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における堆積規模の合計が 500m² 以上、又は堆積の高さ 4m 以上 ・大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」は、面積規模 100m² 以上、又は堆積の高さ 2m 以上
⑤開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内：届出対象としない ・市街化調整区域内：1,000m² 以上 ・非線引き都市計画区域内：3,000m² 以上 ・都市計画区域外：3,000m² 以上
⑥土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取面積 3,000m² 以上、又は 5m 以上の法面を生じるもの
⑦その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更面積 3,000m² 以上、又は 5m 以上の法面を生じるもの
⑧木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐のみを対象とし、すべての規模の行為を届出対象とする
⑨街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹整備重点道路（大分市街路樹景観整備計画におけるネットワーク路線）の街路樹のせん定、植樹、植替え、撤去

i) 工業エリア

表 4.2.7-31 景観形成方針及び方策

景観形成方針	臨海工業地帯	・新産業都市の原動力としての重工業建造物群が異彩を放っています。工場等の建築物や煙突等の工作物が、海上及び市街地遠望から見て、海と空に調和し自然環境に溶け込む景観形成を図ります。また、観光等を意識した工場夜景の魅力形成を図ります。
	産業市街地	・工業や業務施設等と住宅が調和し、緑化の推進により、活気と潤いのあるまちなみ景観に取組みます。
景観形成方策	臨海工業地帯	・工場等の建築物や煙突等の工作物は、海と空に調和した色彩とするように努める ・遠望からでも工場夜景が美しく際立つ照明計画とするように努める
	産業市街地	・大規模な工場等は、周辺への圧迫感を軽減し調和する配置及び形状とするよう努める ・周辺地域の景観向上に資する空地や植栽を創り出すよう努める

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-32(1) 景観形成基準

・建築物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観の特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観の特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 	
色彩※1	外壁 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度4以下 明度4以上8未満の場合、彩度6以下
		その他の色相	明度4以上の場合、彩度2以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度7以下、彩度4以下
		その他の色相	明度7以下、彩度2以下（無彩色含む）

・工作物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観の特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 ・工場の煙突等は、海と空等の周辺環境に調和した色彩とするように努める。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度4以下 明度4以上8未満の場合、彩度6以下
		その他の色相	明度4以上の場合、彩度2以下（無彩色含む）

表 4.2.7-32(2) 景観形成基準

・その他の行為

種別	景観形成基準の内容
特定照明	・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。
物品の堆積	・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。
その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 色彩の表示は、日本産業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1 壁面に対し 1/5 以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

出典：「大分市景観計画」（令和 2 年 6 月、大分市）

ii) 市街地エリア

表 4.2.7-33 景観形成方針及び方策

景観形成 方針	中心 市街地	・中心市街地における商業・業務ビルなどの立地においては、都心にふさわしいまちなみ景観の形成を図ります。
	住宅 市街地	・大分川や大野川などに沿って広がる住宅市街地においては、建築物の形態意匠への配慮及び生け垣による緑化などを行い、背景となる山並みや河川と調和した良好な住宅地のまちなみ形成に取り組めます。
	開発住宅 市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・台地や丘陵地の住宅団地においては、丘陵地等の緑と調和した良好な住環境を維持・形成します。 ・建築物の建替えが進められている既存の中高層住宅地では、地形を生かしながら眺望の確保を行うとともに緑化による快適で潤いのある住宅地景観の形成を図ります。 ・新たな住宅開発等においては、建築物の形態・意匠、緑化に関する地域のルールづくりを積極的に進め、緑豊かな良好な住宅地景観形成を図ります。
景観形成 方策	中心 市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・風格ある美しい都市景観の形成を図る ・良好なにぎわいあるまちなみ景観の形成を図る ・緑と潤いのあるまちなみ景観の形成を図る
	住宅 市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・背景となる山並み等への眺望を確保する ・周辺のまちなみと調和した建物の配置及び形状とする
	開発住宅 市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある敷地規模、住宅配置などを維持・形成する ・丘陵地等との緑の調和や住宅団地内の緑化の推進を図る

出典：「大分市景観計画」（令和 2 年 6 月、大分市）

表 4.2.7-34(1) 景観形成基準

・建築物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び 形状	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度3以下 明度8未満の場合、彩度5以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度2以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度4以下
		その他の色相	明度6以下、彩度2以下（無彩色含む）

・工作物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び 形状	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度3以下 明度8未満の場合、彩度5以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度2以下（無彩色含む）

表 4.2.7-34(2) 景観形成基準

・その他の行為

種別	景観形成基準の内容
特定照明	・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。
物品の堆積	・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 ※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	・行為後及び行為中の土地の地貌 ^{※2} 及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。
土石類の採取	・採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。
その他の土地の 形質の変更	・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。
木竹の伐採	・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 色彩の表示は、日本産業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

iii) 市街地保全エリア

表 4.2.7-35 景観形成方針及び方策

景観形成方針	・駄原の緑地など山地・樹林地と一体的な緑の背景軸として緑の連続性の維持・保全を図ります。 ・上野丘、亀塚古墳など歴史的・文化的資源と一体となった緑地の保全を図ります。 ・緑地や果樹園、田・畑の自然的景観の保全を図るとともに、これらの自然と調和した市街地景観を目指します。
景観形成方策	・開発行為等を行う場合は、緑の背景軸を構成する丘陵地の緑地等を維持・保全に配慮する。 ・自然地形や歴史的・文化的資源等と調和した建物の配置・形状・高さとする。

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-36(1) 景観形成基準

・建築物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び 形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの 制限	<ul style="list-style-type: none"> ・15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

・工作物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び 形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとすよう努める。 	
	高さの 制限	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

表 4.2.7-36(2) 景観形成基準

・その他の行為

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるよう努める。
その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるよう努める。 稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うよう努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 色彩の表示は、日本産業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

iv) 田園集落エリア

表 4.2.7-37 景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川、大野川沿いなどに広がる田園と集落による良好な自然的景観の保全を図ります。 ・豊後国分寺跡、戸次本町地区などの歴史的・文化的資源が周辺の良好な田園景観と一体となった景観の保全を図ります。 ・山林の麓などに開けた竹中・吉野などの集落は、周辺の自然と調和した景観の保全を図ります。 ・集落などにおける建築物の建替え、工作物の建設などでは、田園環境と調和した景観形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・田園景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・後背する山並みへの眺望を確保する。 ・開発行為等を行う場合は、田園環境の維持・保全に配慮する。

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-38(1) 景観形成基準

・建築物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

・工作物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとすることを努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

表 4.2.7-38(2) 景観形成基準

・その他の行為

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるよう努める。
その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるよう努める。 稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うよう努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 色彩の表示は、日本産業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

v) 谷戸エリア

表 4.2.7-39 景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> 大野川、七瀬川、河原内川、尾田川、志生木川などの河川周辺や尾根に囲まれた集落などでは、農地、棚田、森林などと一体となった自然的景観の保全を図ります。 集落等における建築物の建替え等では、周辺の自然環境と調和した景観形成を図ります。 旧豊後街道に位置する今市石畳地区の保全を図り、沿道施設が石畳などの歴史的資源と調和した景観形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> 谷戸景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 開発行為等を行う場合は、谷戸の農地、棚田、河川環境の維持・保全に配慮する。 今市石畳地区の歴史的なまちなみを保全する。

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-40(1) 景観形成基準

・建築物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び 形状	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの 制限	<ul style="list-style-type: none"> 20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

・工作物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び 形状	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。 	
	高さの 制限	<ul style="list-style-type: none"> 電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

表 4.2.7-40(2) 景観形成基準

・その他の行為

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるよう努める。
その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるよう努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 色彩の表示は、日本産業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

vi) 自然景観保全エリア

表 4.2.7-41 景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎山、霊山、九六位山などの緑地の自然景観の保全を図り、田園集落と一体的な景観の保全を図ります。 ・大南地区や佐賀閑地区、野津原地区に広がる山地や丘陵地は、地域の特長を生かした景観の保全と自然と調和した景観形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・工作物等の設置に際しては、主要な眺望点からの眺望に配慮した設置とする。 ・開発行為等を行う場合は、山地や丘陵地等の維持・保全に配慮する。

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-42(1) 景観形成基準

・建築物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあつては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

・工作物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものと努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 ・擁壁の高さは5m以下とするように努める。 ※壁面緑化等、周囲との調和に配慮した処理を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

表 4.2.7-42(2) 景観形成基準

・その他の行為

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるよう努める。
その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるよう努める。 稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うよう努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 色彩の表示は、日本産業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

vii) 特別保全エリア

表 4.2.7-43 景観形成方針及び方策

景観形成方針	自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 霊山、九六位山周辺は、貴重な自然環境を有する緑地景観として、また、市街地を囲む緑の背景軸として斜面緑地の自然景観を保全します。 ・ 県民の森等の斜面緑地は、貴重な自然環境を有する景観として、自然景観の保全に取組みます。 ・ 樅木山にかけての自然景観の保全を図り、臼杵市との市境に連なる自然緑地の一体的な景観の保全を図ります。
	海岸線地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀関、田ノ浦の海岸線は、連続性を持って自然環境の保全をするとともに、沿道から見る景観形成に取組みます。
景観形成方策	自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・ 工作物等の設置に際しては、主要な眺望点からの眺望に配慮した設置とする。 ・ 開発行為等を行う場合は、山地や丘陵地等の維持・保全に配慮する。
	海岸線地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・ 建築物や工作物等は、シークエンス景観の視対象となる海や山への眺望に配慮した設置とする。

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-44(1) 景観形成基準

・ 建築物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・ 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・ まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・ 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・ 建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・ 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・ 建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・ 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・ 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・ 屋外駐車場にあつては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・ 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・ 敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

表 4.2.7-44(2) 景観形成基準

・ 工作物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び 形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・ 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・ 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・ 工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・ 電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・ 煙突・送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとすよう努める。 	
	高さの 制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は 15m 以下とすように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 ・ 擁壁の高さは 5m 以下とすように努める。 ※壁面緑化等、周囲との調和に配慮した処理を行った場合はこの限りでない。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・ 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・ 太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・ 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観 基調色	10R～5Y の色相	明度 8 以上の場合、彩度 2 以下 明度 8 未満の場合、彩度 4 以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度 1 以下（無彩色含む）

表 4.2.7-44(3) 景観形成基準

・その他の行為

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 堆積を行う場合、積み上げ高さを4m以下かつ植栽や生け垣により、堆積物が見えないように工夫する。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないように努める。 ※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。 周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 色彩の表示は、日本産業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

viii) 沿道景観美化エリア

表 4.2.7-45 景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国道10号、442号、197号バイパスなどの主要幹線道路沿道における建築物等のまちなみの調和や沿道からの眺望の確保、沿道の緑化などによる潤いのある街路空間の形成に取組みます。 ・河川沿い等は、周辺の自然景観と調和した沿道景観の形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・沿道から山や川への眺望を確保する。 ・沿道景観と不調和な看板等を規制、誘導する。

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-46(1) 景観形成基準

・建築物及び工作物

種別	景観形成基準の内容
全体	・眺望景観保全のため、沿道からの見通しの確保の工夫を行う。
その他	・道路が通る各エリアの景観形成基準（実施基準、配慮基準、努力基準）による。

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-46(2) 景観形成基準

・その他の行為

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 堆積を行う場合、積み上げ高さを4m以下かつ植栽や生け垣により、堆積物が見えないように工夫する。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないように努める。 ※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。 周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 色彩の表示は、日本産業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

ix) 自然公園・風致地区等エリア

表 4.2.7-47 景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園及び風致地区エリア内の建築物等の規制に関する条例等を遵守し、緑豊かな環境の保全を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と不調和な電波塔など工作物の配置、形状、高さ等を規制・誘導する ・周辺の景観と不調和な看板等を規制・誘導する ・海上工作物等を規制・誘導する

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-48(1) 景観形成基準

・建築物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び 形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 	
色彩※1	外壁 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

・工作物

種別		景観形成基準の内容	
形態 意匠	配置及び 形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材 意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

表 4.2.7-48(2) 景観形成基準

・その他の行為

種別	景観形成基準の内容
特定照明	・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。
物品の堆積	・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	・行為後及び行為中の土地の地貌 ^{※2} 及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。
土石類の採取	・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。
その他の土地の 形質の変更	・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。
木竹の伐採	・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 色彩の表示は、日本産業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

x) 景観地区・地区計画エリア

表 4.2.7-49 景観形成方針及び方策

景観形成方針	・建築物等の形態意匠、壁面の位置、高さの最高限度、用途、緑化率等、きめ細かいルールを定め、指定地区ごとの景観特性に応じて良好な景観の保全及び形成を図ります。 ・景観地区、地区計画に定める景観に関する方針に基づき、地区の特性を活かした景観形成を行います。
景観形成方策	・地区の方針・整備計画等に合致し、地区景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とし、地区のまちなみに配慮する。 ・地区の歴史、土地利用等を考慮した景観形成の推進・維持保全に配慮する。

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

表 4.2.7-50 景観形成基準

・各行為

種別	景観形成基準の内容
全体	・地区の方針・整備計画等に基づく建物等の配置、形状、高さ、素材、色彩とする。 ・地区の方針・整備計画等に明確な基準がある場合は、地区の方針・整備計画等に基づく色彩、形状、素材とする。 ・地区の歴史や周辺環境等を踏まえ、地区の景観向上に寄与する配置、素材、外構、緑化等を行う。
その他	・景観地区、地区計画に定めのない事項については、景観地区・地区計画エリアを内包する景観エリアの方針・基準等に準じる。

出典：「大分市景観計画」（令和2年6月、大分市）

(2) 豊後大野市景観計画
市全域

表 4.2.7-51 届出基準

区分		規模等	
建築物	新築、増築、改築又は移転	建築物の高さが13メートル以上であるもの又は延べ面積が500平方メートル以上であるもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が500平方メートル以上のもの	
擁壁、垣、柵、門、塀その他これらに類するもの	新設、増築、改築又は移転	高さが5メートル以上のもの	
煙突		高さが13メートル以上のもの	
コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの			
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの			
高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの（塔状工作物）			
観覧車、コースターその他遊戯施設			
風力発電設備			
太陽光発電設備その他これらに類するもの			高さが13メートル以上又は築造面積が1000平方メートル以上のもの
橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの			長さが20メートル以上のもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの			高さが13メートル以上又は築造面積が1000平方メートル以上であるもの
自動車車庫（立体駐車場）	新設、増築、改築又は移転	高さが13メートル以上又は築造面積が1000平方メートル以上であるもの	
製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの			
石油、ガス、LNG、穀物、飼料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設その他これらに類するもの			
上記以外の工作物			
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（上記に該当する場合を除く。）		当該行為に係る部分の面積の合計が1000平方メートル以上のもの	
開発行為	土地の区画・形質変更	土地の形質変更の面積が3000平方メートル以上のもの又は法の高さが5メートル以上の切土若しくは盛土を伴うもの	
土地	開墾、形質変更		
土石、鉱物	採取・掘採		
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が100平方メートル以上のもの又は堆積の高さが2メートル以上のもの（堆積の期間が継続して90日以下のものを除く。）	
木竹	伐採	区域の面積が3000平方メートル以上のもの	

注1) 敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物の規模等は、棟ごとに適用する。

注2) 工作物の高さについては、建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物上端までの高さとし、増築にあつては増築後の高さとする。

出典：「豊後大野市景観計画」（令和元年8月、豊後大野市）

一般景観地域

表 4.2.7-52 景観形成基準（一般景観）

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

景観形成基準	制限項目
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観特性に応じて、景観と調和し、優れた景観を造りだす配置計画とする。 ・都市的な土地利用（都市計画で用途地域が指定された三重町の中心部など）の地域では、周辺の壁面線とあわせつつ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 ・旧街道沿いに建物が連続した町並みが形成されている場所では、町並みの壁面線に合わせるように努めること。 ・隣接地と相互に協力をし、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・隣地の境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。 	配置 (壁面の位置)
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建物は、道路からできるだけ後退し、道路側に空き地を確保することで圧迫感等を生じないように努めること。 	配置 (壁面の位置)
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・敷地内の緑化に努めること。 	配置 (壁面の位置)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 	配置 (壁面の位置)
<ul style="list-style-type: none"> ・門又は扉を設置する場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 	規模、高さ
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・建物が建ち並ぶ地域（都市的な土地利用（都市計画で用途地域が指定された三重町の中心部など））では、高さは周辺の町並みとの連続性に配慮する。 	高さ
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物等との調和に努めること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・中高層建築の場合は、空地を十分とり圧迫感等を生じないように努めること。 	規模、配置 (壁面の位置)
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地が主に農地、山林である場所では、個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の景観との調和に努めること。 	規模、高さ 形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地が主に農地、山林である場所では、背景のスカイライン、田園の広がりにも調和する形態とすること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・都市的な土地利用（都市計画で用途地域が指定された三重町の中心部など）の地域では、建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・前記の地域を除き、周辺の建物の屋根の多くが勾配屋根である場合は、周辺の景観と調和するように、屋根は、原則として勾配屋根で、適当な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。ただし、規模が大きいこと等によりその処理が困難なときは、軒等の高さを持つ樹木の建築物等の周辺への植栽、又は建物上部の意匠等に配慮すること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、又は取り入れた意匠とするように努めること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外設備は外部から見えないよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・非常階段、ハイク等附帯設備や附帯の広告物及び照明等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用い、腐朽又は汚損した材を用いないこと。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 	形態・意匠
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物等と比べて突出する規模の建築物等にあつては、建物周りの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。 	その他 (緑化)
<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路その他の公共の場所又は公衆が容易に立ち入ることができる場所からの景観に配慮した周囲の緑化に努めること。 	その他 (緑化)
<ul style="list-style-type: none"> ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物等および周辺の景観と調和した色調とすること。 (彩度は、表 4.2.7-53によること。) 	色彩
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ただし、都市的な土地利用（都市計画で用途地域が指定された三重町の中心部など）の地域と幹線道路の沿道で、多色使い、アクセント色を使用する場合、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 	色彩

出典：「豊後大野市景観計画」（令和元年8月、豊後大野市）

表 4.2.7-53 色彩の彩度表

景観地域区分		色相 (マンセル表色系)										無彩色	明度
		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP		
一般景観 沿道景観	用途地域内	6 以下	6 以下	6 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	○	制限なし
	用途地域外	4 以下	4 以下	4 以下									
自然景観		3 以下	3 以下	3 以下									

注) ただし、面積が5分の1以内(一つの面ごとに)のアクセント色または自然素材に限っては、表の制限外の色彩を認めます。

出典:「豊後大野市景観計画」(令和元年8月、豊後大野市)

(3) 臼杵市景観計画
建築物の建築等

表 4.2.7-54 届出対象行為

届出対象行為
高さが13mを超え、又は建築面積が500㎡を超えるもの

出典:「臼杵市景観計画(全体構想編)」(平成20年12月、臼杵市)

表 4.2.7-55 景観形成基準

事項	景観形成基準
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観、歴史的景観等の保全に配慮する。 ・地域特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮する。 ・象徴的な景観や主要な場所からの眺望を著しく妨げないように配慮する。
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和を考えた配置とする。 ・建築物が歴史的建造物等の優れた景観資源の近傍に位置する場合は、その景観に配慮した位置とする。 ・建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退するなど、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とする。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観と調和した形態とする。 ・自然景観、歴史的景観等、良好な景観が形成されている地域やこれに近接する場合は、良好な景観の保全及び形成に配慮する。 ・建築物の規模が大きい場合は、周辺に与える威圧感、圧迫感及び異様さを軽減するよう屋根、壁面等の意匠に配慮し、周辺景観との調和を図る。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観的特長に配慮した素材を用いる。 ・落ち着いた色彩を基調色とし、街並みや自然など周囲の環境と調和した色彩に配慮する。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・象徴的な景観や主要な場所からの眺望を阻害しない高さとするとともに、稜線など背後の景観にも配慮した高さとする。
外構・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観的特長に配慮し、敷地内の緑化に努める。 ・塀や垣を設ける場合は極力、生垣または自然素材を用いるなど、周囲の景観と調和のとれたものとする。 ・植栽にあたっては、周辺の樹木や景観との調和が得られる樹種とする。 ・屋外階段、壁面、屋上設備等は、建築物と一体性が図られるよう工夫し、突出感や違和感が生じないように配慮する。 ・屋外駐車場にあつては、外周部や内部に関し積極的な緑化に努める。

出典:「臼杵市景観計画(全体構想編)」(平成20年12月、臼杵市)

工作物の建設等

表 4.2.7-56 届出対象行為

届出対象行為	
・擁壁	高さ 5m を超えるもの
・塔状工作物（煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの、物見塔、記念塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他これらに類するもの）	高さ 15m（沿道景観美化地区は 13m）を超えるもの
・遊戯施設等（観覧車等） ・製造施設、貯蔵施設、処理施設等	高さ 13m を超えるもの

出典：「白杵市景観計画（全体構想編）」（平成 20 年 12 月、白杵市）

表 4.2.7-57 景観形成基準

事項	景観形成基準
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観、歴史的景観等の保全に配慮する。 ・地域特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮する。 ・象徴的な景観や主要な場所からの眺望を著しく妨げないように配慮する。
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺との調和を考えた配置とする。 ・敷地境界から可能な限り後退するなど、周囲の建築物や道路に威圧感、突出感を与えないような配置とする。 ・工作物が歴史的建造物等の優れた景観資源の近傍に位置する場合は、その景観に配慮した位置とする。 ・主要な展望地等からの眺望を著しく妨げないように配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観と調和した形態とする。 ・自然景観、歴史的景観等、良好な景観が形成されている地域やこれに近接する場合は、良好な景観の保全及び形成に配慮する。 ・工作物の規模が大きい場合には、周辺に圧迫感を与えない屋根・壁面等の意匠に配慮する。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観的特長に配慮した素材とするよう努める。 ・落ち着いたある色彩を基調色とし、街並みや自然など周囲の環境と調和した色彩に配慮する。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・象徴的な景観や主要な場所からの眺望を阻害しない高さとするとともに、稜線など背後の景観にも配慮した高さとする。
外構・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観的特長に配慮し、敷地内の緑化に努める。 ・塀や垣を設ける場合は極力、生垣または自然素材を用いるなど、周囲の景観と調和のとれたものとする。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木や集落景観との調和が得られる樹種とする。

出典：「白杵市景観計画（全体構想編）」（平成 20 年 12 月、白杵市）

開発行為

表 4.2.7-58 届出対象行為

届出対象行為	
・都市計画区域外	5,000m ² 以上
・都市計画区域内	3,000m ² 以上

出典：「白杵市景観計画（全体構想編）」（平成 20 年 12 月、白杵市）

表 4.2.7-59 景観形成基準

景観形成基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・造成は必要最小限のものとし、長大な法面又は擁壁が生じる場合は、緑化、形態、素材等の工夫により周囲の景観と調和するよう努める。 ・開発区域内は積極的な緑化に努め、周辺との景観的調和を図る。 ・行為が終了後は速やかな緑化を図るよう努める。 	

出典：「白杵市景観計画（全体構想編）」（平成 20 年 12 月、白杵市）

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更

表 4.2.7-60 届出対象行為

届出対象行為
・都市計画区域外 5,000m ² 以上
・都市計画区域内 3,000m ² 以上

出典：「臼杵市景観計画（全体構想編）」（平成20年12月、臼杵市）

表 4.2.7-61 景観形成基準

景観形成基準
・長大な法面又は擁壁が生じる場合は、緑化、形態、素材等の工夫により周囲の景観と調和するよう努める。
・道路や主要な展望地等から採掘又は土石の採取地が目立たないよう採掘又は採取の方法を工夫するとともに敷地周辺の樹木の保全や緑化に努める。
・採取、採掘後は周囲の自然環境と調和した緑化を図るよう努める。

出典：「臼杵市景観計画（全体構想編）」（平成20年12月、臼杵市）

屋外における廃棄物、再生資源その他物件の堆積

表 4.2.7-62 届出対象行為

届出対象行為
・土地の面積 500m ² 以上、又は堆積の高さ 4m 以上で堆積等の期間が 90 日を超えるもの
・沿道景観美化地区は、土地の面積 100m ² を超え、又は堆積の高さ 2m を超え、かつ堆積等の期間が 90 日を超えるもの

出典：「臼杵市景観計画（全体構想編）」（平成20年12月、臼杵市）

表 4.2.7-63 景観形成基準

景観形成基準
・主要な展望地等及び道路等の公共用地等から堆積物ができるだけ見えないよう配置、高さ等に工夫する。
・敷地周辺の緑化等により周囲からの遮へい措置を講ずるとともに敷地周辺の樹木の保全に努める。
・道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退する。
・遮へい措置を要するものにあつては、その集積又は貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとする。

出典：「臼杵市景観計画（全体構想編）」（平成20年12月、臼杵市）

(4)大分県広域景観保全・形成指針

表 4.2.7-64 広域エリアの設定

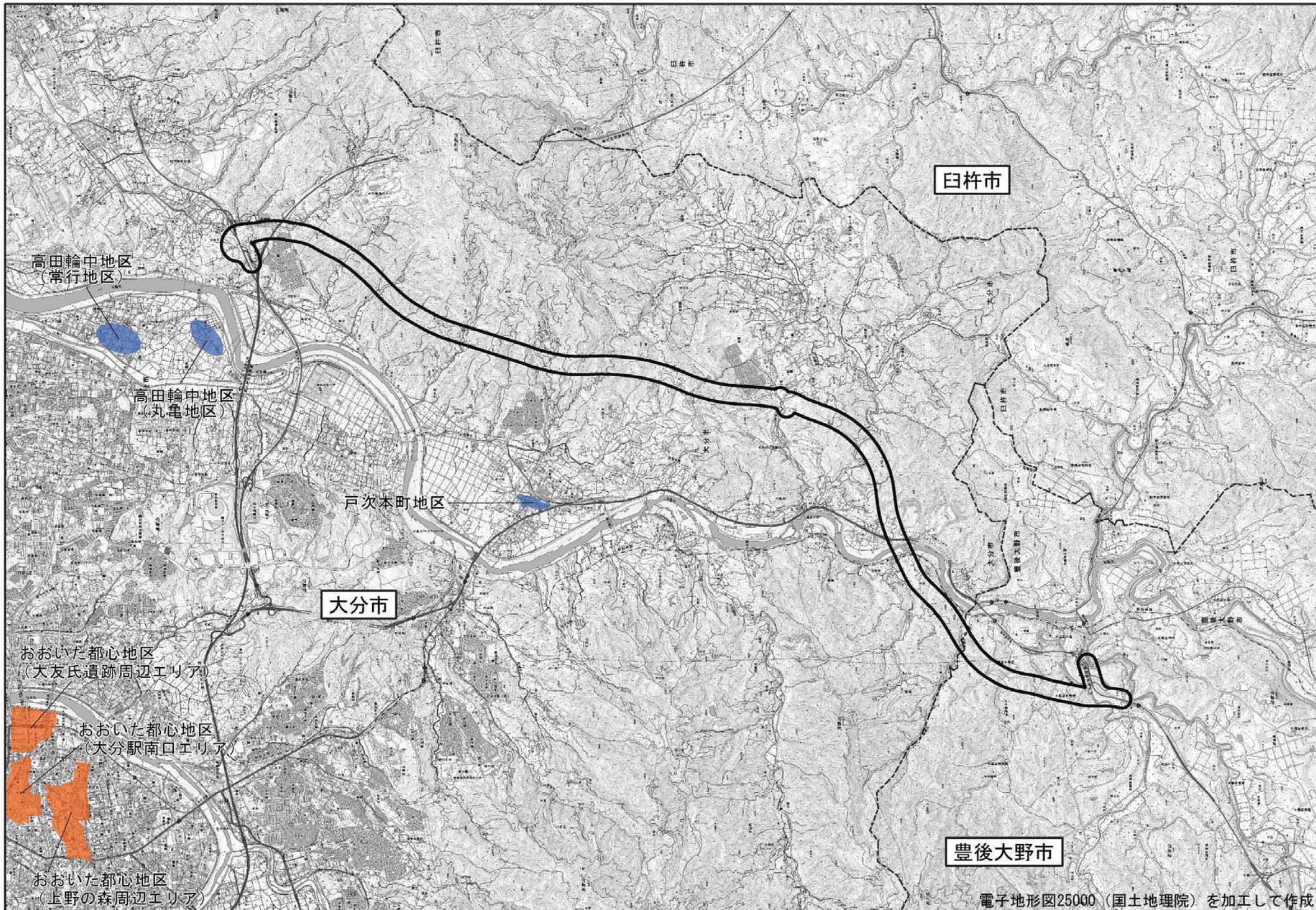
タイプ	エリア名称	該当市町村	内容
タイプ A 『景観の一体的な保全・形成を図るエリア』	(1)周防灘エリア	中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市、姫島村	美しい海岸景観の連続性と漁業など人々の生業を支える景観
	(2)六郷満山エリア	宇佐市、豊後高田市、国東市、杵築市	奇岩秀峰に富む地形と、六郷満山文化が織りなす景観
	(3)別府湾エリア	杵築市、日出町、別府市、大分市	別府湾を囲む自然と別府の湯けむりなど人の営みが形づくる景観
	(4)筑後川水系エリア	九重町、玖珠町、日田市	上流域から下流域へ多様な変化を見せる河川がもたらす恵みの景観
	(5)やまなみハイウェイエリア	別府市、由布市、竹田市、九重町、玖珠町	野焼きなど人々の営みにより維持されてきた大分を代表する自然景観
	(6)祖母・傾自然公園エリア	竹田市、豊後大野市、佐伯市	豊かな自然と人々の暮らしの営みが調和した景観（ユネスコエコパーク）。
	(7)日豊海岸エリア	大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市	複雑なリアス海岸とそこで発展した漁業の織りなす景観
タイプ B 『点在する景観の価値の共有を図るエリア』	(8)耶馬溪エリア	中津市、玖珠町、日田市、九重町、宇佐市	名勝耶馬溪と人々の生活や農林業の営みの結果として形成された景観
	(9)北部石橋文化エリア	宇佐市、中津市	石橋や棚田の石積み、家屋の石垣を含めた石の作り出す文化的景観
	(10)おおいた温泉地エリア	別府市、由布市、竹田市、九重町、日田市	「おんせん県おおいた」としてのイメージ。温泉情緒という共通性を維持
	(11)臼杵藩文化圏エリア	臼杵市、大分市、豊後大野市	大分県の小藩分立の歴史を今に伝える代表的な景観
	(12)南部石橋文化エリア	大分市、臼杵市、竹田市、豊後大野市	生業や暮らしを支える水路や石橋など、水と石の作り出す景観

出典：「大分県広域景観保全・形成指針」（令和5年3月、大分県）


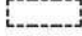




出典：「大分県広域景観保全・形成指針」（令和5年3月、大分県）

図 4.2.7-9 広域景観エリア



凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  市町村界
-  景観形成重点地区
-  景観形成重要地区



出典:「大分市景観計画」(令和2年6月、大分市)

図 4.2.7-10 景観形成重点地区及び重要地区の位置

33) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

大分市、豊後大野市及び臼杵市では、「都市計画法」第八条第一項第一号の規定による用途地域が定められています。指定状況を表 4.2.7-65 に、調査区域の用途地域の位置は図 4.2.7-11 に示すとおりです。

表 4.2.7-65 都市計画区域の指定状況

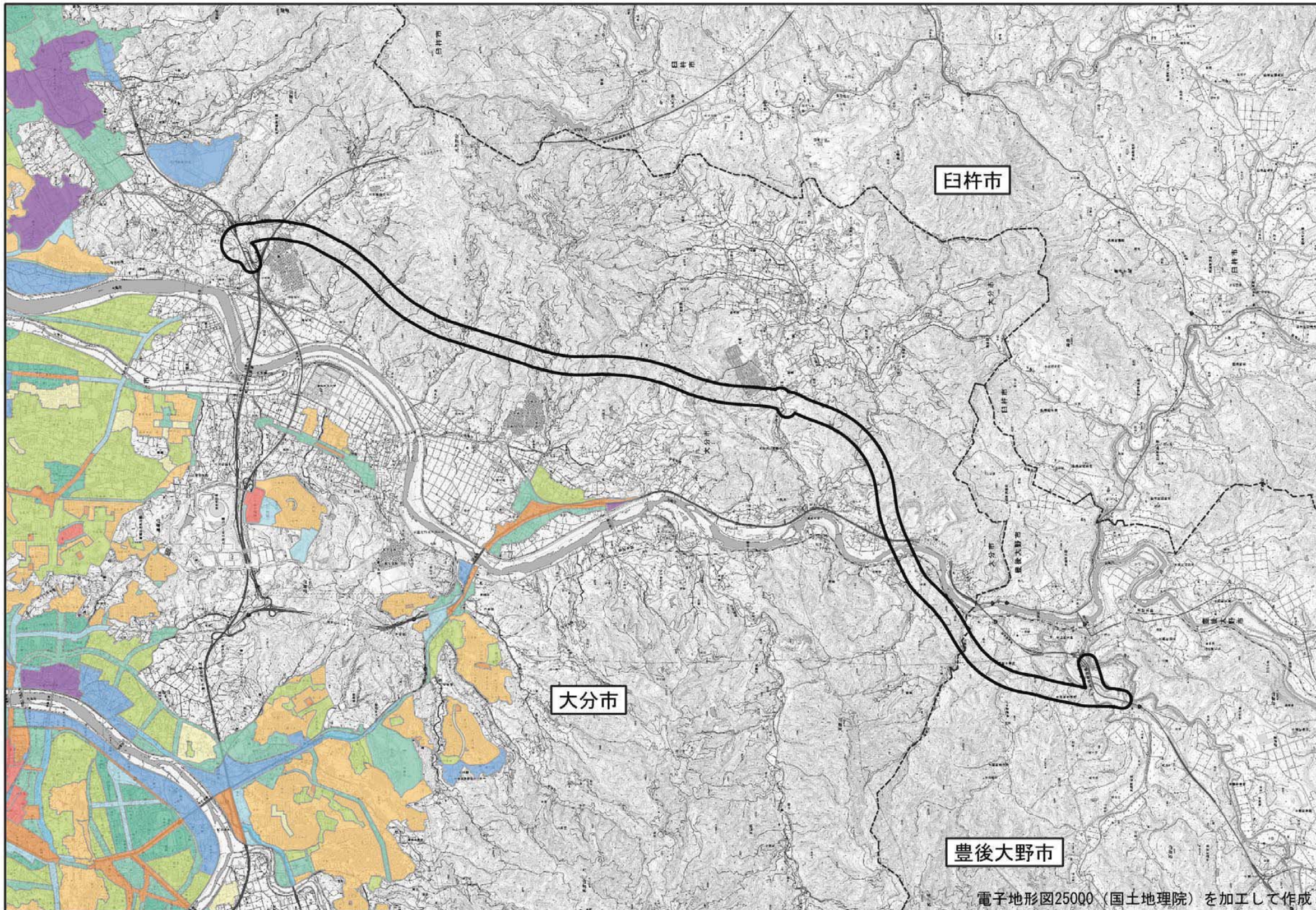
[単位：ha]

都市名		大分市	豊後大野市	臼杵市
都市計画区域名		大分	三重	臼杵
都市計画区域面積 (ha)		36,105.0	2,235.0	4,822.0
用途地域	第1種低層住居専用地域	2,440.0	8.9	269.0
	第2種低層住居専用地域	155.0	8.3	-
	第1種中高層住居専用地域	1,294.0	15.0	-
	第2種中高層住居専用地域	1,058.0	136.0	280.0
	第1種住居地域	1,766.0	85.0	309.0
	第2種住居地域	457.0	45.0	-
	準住居地域	131.0	52.4	28.0
	近隣商業地域	506.0	6.3	55.0
	商業地域	346.0	48.0	54.0
	準工業地域	858.0	35.0	49.0
	工業地域	599.0	-	65.0
	工業専用地域	1,677.0	-	-

注1) 令和7年3月31日現在の数値を示す。

注2) 端数処理のため各地域の合計と都市計画区域面積は整合しない。

出典：「大分県の都市計画（資料編）」（令和7年9月、大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課）



凡例

都市計画対象道路
事業実施区域

市町村界

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 商業地域
- 近隣商業地域
- 工業地域
- 準工業地域

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

出典：「大分市 HP/おおいたマップ 都市計画情報」(令和7年12月現在、大分市)
 「豊後大野市 HP/都市計画について」(令和7年12月現在、豊後大野市)
 「臼杵市 HP/臼杵市都市計画区域」(令和7年12月現在、臼杵市)

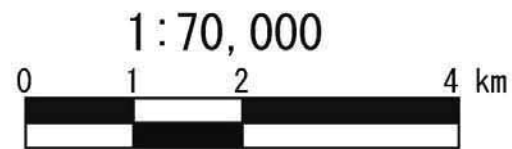


図 4.2.7-11 用途地域図

34) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

調査区域には、「保護林制度の改正について」（平成 27 年 9 月 28 日林国経第 49 号、最終改正：平成 31 年 3 月 28 日林国経第 127 号）の規定に基づく保護林の区域はありません。

(2) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）

関係市では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日 法律第 40 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日 法律第 40 号）第五条第一項の規定に基づく歴史的風致維持向上計画として、表 4.2.7-66 に示すとおり、大分市において歴史的風致維持向上計画が策定されています。

表 4.2.7-66 歴史的風致維持向上計画策定状況

市	景観計画	刊行年月
大分市	「大分市歴史的風致維持向上計画」	令和元年 6 月

出典：「国土交通省 HP／歴史的風致維持向上計画認定状況について」（令和 7 年 12 月現在、国土交通省）

(3) 工業用水法第三条第一項に基づく指定地域

調査区域には、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号）第三条第一項の規定に基づく指定地域はありません。

(4) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律第三条に基づく規制地域

調査区域には、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日 法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号）第三条の規定に基づく規制地域はありません。

(5) 「地盤沈下防止対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域

調査区域には、「地盤沈下防止対策の推進について」（昭和 56 年地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定）に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域はありません。

(6) 地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域等

調査区域には、地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域等はありません。

(7)地方公共団体の条例等に基づいて定められている基準又は目標等

大分市では、「大分市騒音防止条例」(昭和 50 年 12 月 27 日 大分市条例第 48 号、最終改正：令和 6 年 12 月 17 日 大分市条例第 58 号)に基づき、一般建設作業に関する規制基準として、表 4.2.7-67 が定められています。

その他、関係市では、地方公共団体の条例等に基づいて定められている基準又は目標等は策定されていません。

表 4.2.7-67 大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分及び規制基準	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	午前 7 時から午後 7 時まで 70 デシベル以下	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで 55 デシベル以下
第 2 種区域		
第 3 種区域		
第 4 種区域	午前 6 時から午後 9 時まで 75 デシベル以下	午後 9 時から翌日の午前 6 時まで 60 デシベル以下

注 1) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

注 2) 第 2 種区域 住居の用に供されているため、又は現在の良好な環境を保全するため、静穏の保持を必要とする区域

注 3) 第 3 種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

注 4) 第 4 種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

出典：「大分市騒音防止条例」(昭和 50 年 12 月 27 日 大分市条例第 48 号、最終改正：令和 6 年 12 月 17 日 大分市条例第 58 号)

「大分市騒音防止条例施行規則」(昭和 51 年 6 月 2 日 大分市規則第 19 号、最終改正：令和 4 年 3 月 11 日 大分市規則第 7 号)

(8)地方公共団体の条例等に基づいて定められた自然環境の保全を目的に指定された区域

調査区域には、「大分市緑の保全及び創造に関する条例」(平成13年3月29日 大分市条例第3号、最終改正：平成16年12月17日 大分市条例第107号) 第七条第一項の規定に基づく郷土の緑保全地区があります。郷土の緑保全地区の指定状況を表4.2.7-68に示します。

表 4.2.7-68 大分市郷土の緑保全地区の指定状況

番号	地区名	所在地	総面積	指定年月日
1	田尾地区	大分市大字一木字田尾の一部 大分市大字里字野添の一部 大分市大字城原字大原の一部・字九十歩の一部	130,300.36m ²	平成14年3月28日
2	桃園団地東側地区	大分市大字千歳字尾崎の一部・字石浦の一部	6,943.00m ²	平成14年3月28日
3	宮崎北町地区	大分市大字宮崎字大迫谷の一部・字古園の一部	3,549.00 m ²	平成14年3月28日
4	東上地区	大分市大字葛木字南谷の一部・字大井の一部・字西上の一部	14,773.00m ²	平成14年3月28日
5	下組地区	大分市大字宮崎字シモ・岡 大分市大字光吉字シテ・白ハゲ・尾平・片峯	17,235.00m ²	平成16年6月25日
6	竹の上地区	大分市大字荏隈字神ノ平 大分市大字永興字曲辻・字小深河内・字辻上	15,990.64m ²	平成16年6月25日
7	三芳地区	大分市大字三芳字栗山・笹原・庄原・鳥越・福原	36,535.48m ²	平成16年6月25日
8	明・折戸地区	大分市大字屋山字小越・西ノ平・尾崎・明ノ台 大分市大字久土字花影	70,585.00m ²	平成16年6月25日
9	小池原団地西側地区	大分市大字小池原字久保辻・砂子・松原・石田・池ノ内・殿ノ山 大分市大字猪野字松原	21,602.00m ²	平成16年6月25日
10	雄城台高校周辺地区	大分市大字玉沢字奥・丸山・竹ノ上・宮ノ後口・宮畑・石平 大分市大字上宗字虚言迫	35,624.01m ²	平成18年4月26日
11	森岡山地区	大分市大字津守字塔ノ平・守岡・後ヶ迫・正蓮寺・峰元・鳥越 大分市大字曲字平田・亀ヶ迫・森岡・ヒナ平・宮・宮ノ前・松エン・平・井ノ元・庵・小森岡・迫・平野	32,372.00m ²	平成22年3月30日
12	迫谷地区	大分市大字迫字迫谷・徳平・新殿	58,429.80m ²	平成26年3月17日
		大分市大字迫字迫谷 大分市大字種具字西受	50,451.62m ²	平成27年3月16日
13	佐野・丹川地区	大分市大字佐野字天神平・後ヶ迫・天神口・鍛冶屋ヶ前・岩鼻 大分市大字丹川字肥迫・的場	26,753.00m ²	平成28年3月15日
		大分市大字丹川字的場・肥迫上・佛迫・堀ノ迫・大恵寺・山王西・山王迫・穴井前・大善寺・寺前	21,967.77m ²	令和3年3月31日
14	里地区	大分市大字里字イバカ平・一本松・御堂迫・万年	17,479.55m ²	平成31年3月15日
		大分市大字里字長尾・字唐ノ久保・カジケ迫	13,281.55m ²	令和4年3月31日

出典：「郷土の緑保全地区」指定一覧」(令和7年12月現在、大分市)

(9)港湾法第二条第三項の規定に基づく港湾区域

調査区域には、「港湾法」(昭和 25 年 5 月 31 日 法律第 218 号、最終改正：令和 7 年 6 月 11 日 法律第 59 号) 第二条第三項の規定に基づく港湾区域はありません。

(10)河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域

調査区域には、「河川法」(昭和 39 年 7 月 10 日 法律第 167 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日 法律第 34 号) 第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域はありません。

(11)海岸法第三条第一項の規定に基づく海岸保全区域

調査区域には、「海岸法」(昭和 31 年 5 月 12 日 法律第 101 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日 法律第 34 号) 第三条第一項の規定に基づく海岸保全区域はありません。

(12)地方公共団体の景観の保全に係る条例等(景観条例等)

関係市では、大分市、豊後大野市、臼杵市のそれぞれで景観条例が制定されています。

大分市では、「大分市景観条例」(平成 19 年 3 月 22 日 条例第 2 号、最終改正：令和 2 年 6 月 23 日 条例第 33 号) が策定されています。

豊後大野市では、「豊後大野市景観条例」(令和元年 7 月 10 日 条例第 10 号) が策定されています。

臼杵市では、「臼杵市景観条例」(平成 23 年 3 月 18 日 条例第 1 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日 条例第 10 号) が策定されています。

(13)地すべり等防止法第三条第一項の規定に基づく地すべり防止区域

調査区域には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日 法律第 34 号) 第三条第一項の規定に基づく地すべり防止区域が 10 箇所あります。地すべり防止区域の指定状況は表 4.2.7-69 に、位置は図 4.2.7-12 に示すとおりです。

表 4.2.7-69 地すべり防止区域の指定状況

市	番号	地区名	告示年月日
大分市	1	宮河内	昭和 52 年 9 月 26 日
	2	日平	昭和 34 年 4 月 7 日
	3	影平	昭和 38 年 6 月 28 日
	4	横江	昭和 52 年 9 月 26 日
	5	吉野原	平成 15 年 3 月 28 日
	6	黒仁田	昭和 34 年 4 月 7 日
	7	中無礼	昭和 43 年 1 月 29 日
	8	徳野尾	昭和 34 年 4 月 7 日
豊後大野市	9	石田	平成 3 年 5 月 8 日
臼杵市	10	板屋	昭和 48 年 6 月 22 日

注) 表中の番号は図 4.2.7-12 に対応

出典：「大分県砂防管内図」(令和 6 年 3 月、大分県土木建築部砂防課)

「大分県 HP/砂防・地すべり・急傾斜地に関する手続き」(令和 7 年 12 月現在、大分県)

「国土数値情報(地すべり防止区域データ)」(令和 7 年 12 月現在、国土交通省)

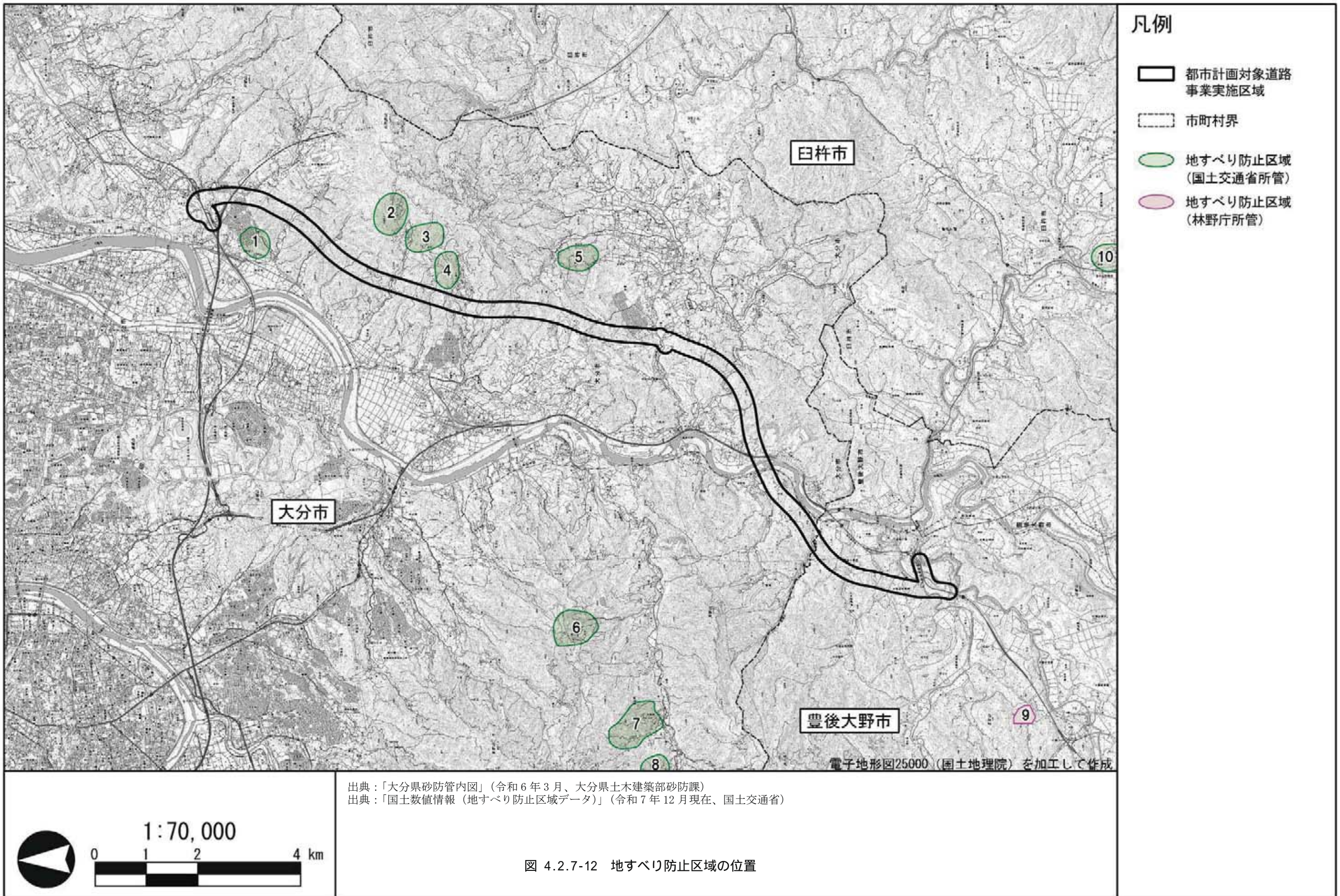


図 4.2.7-12 地すべり防止区域の位置

(14)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日法律第 34 号）第三条第一項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域が 66 箇所あります。急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は表 4.2.7-70 に、位置は図 4.2.7-13 に示すとおりです。

表 4.2.7-70(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

市	番号	地区名	告示年月日
大分市	1	畑	平成 7 年 3 月 3 日
	2	下迫南	平成 28 年 9 月 30 日
	3	徳平	平成 2 年 3 月 13 日
	4	井ノ谷	平成 7 年 3 月 3 日
	5	百堂	平成 11 年 9 月 24 日
	6	金谷	昭和 55 年 5 月 13 日
	7	浄土寺	昭和 63 年 8 月 12 日
	8	宮谷北側	平成 18 年 2 月 21 日
	9	広内	昭和 63 年 6 月 7 日
	10	田代	平成 20 年 4 月 4 日
	11	大内	昭和 47 年 6 月 13 日
	12	尾津留	昭和 62 年 10 月 30 日
	13	二号尾津留	平成 7 年 3 月 3 日
	14	和田	昭和 59 年 6 月 26 日
	15	吉野原	平成 15 年 4 月 4 日
	16	宮尾	令和 3 年 6 月 1 日
	17	辻	昭和 61 年 10 月 21 日
	18	竹中	昭和 53 年 2 月 21 日
	19	辰口	昭和 51 年 2 月 27 日
	20	大興寺	昭和 51 年 2 月 27 日
	21	判田	昭和 55 年 5 月 13 日
	22	中判田	昭和 51 年 2 月 27 日
	23	庄屋村	昭和 58 年 3 月 29 日
	24	上高江	平成 18 年 2 月 28 日
	25	寒田北町四丁目	令和 4 年 3 月 29 日
	26	曲	昭和 58 年 3 月 29 日
	27	守岡	平成 18 年 2 月 28 日
	28	元町	昭和 48 年 2 月 2 日
	29	2 号上野丘西	昭和 47 年 2 月 8 日
	30	上野西	昭和 46 年 3 月 30 日
	31	上野丘	昭和 57 年 2 月 12 日
	32	桜ヶ丘	昭和 45 年 3 月 1 日
	33	南太平寺	平成 3 年 5 月 14 日
	34	2 号大道	昭和 58 年 3 月 29 日
	35	旭町	昭和 51 年 2 月 27 日
	36	永興狩野	平成 17 年 3 月 31 日
	37	永興	昭和 51 年 5 月 25 日
	38	大園 D	令和 3 年 3 月 26 日
	39	大園 C	令和 3 年 11 月 16 日
	40	田原	平成 21 年 3 月 17 日

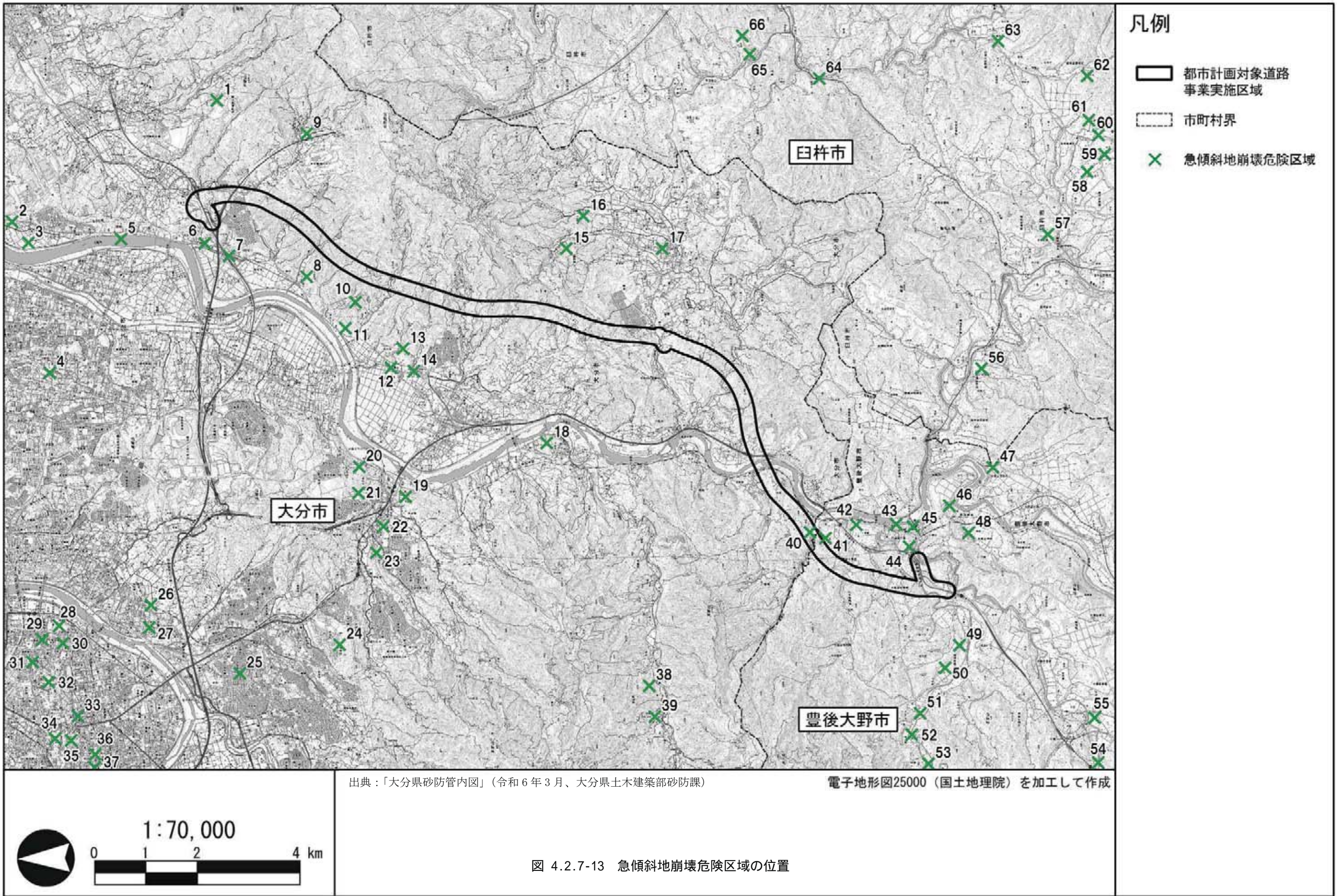
表 4.2.7-70(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

市	番号	地区名	告示年月日
豊後大野市	41	下野	平成 13 年 5 月 22 日
	42	天神町	昭和 54 年 12 月 4 日
	43	西の田	平成 8 年 2 月 13 日
	44	下津尾	平成元年 12 月 26 日
	45	犬飼本町	昭和 47 年 10 月 17 日
	46	犬飼原	昭和 52 年 6 月 28 日
	47	戸上白水	昭和 58 年 3 月 29 日
	48	小福手	平成 15 年 4 月 4 日
	49	柴北下	平成 26 年 3 月 24 日
	50	柴北上	昭和 59 年 3 月 13 日
	51	二号黒松東	昭和 63 年 4 月 19 日
	52	黒松東	昭和 58 年 3 月 29 日
	53	衣掛	平成 13 年 2 月 20 日
	54	漆生	平成 2 年 10 月 5 日
	55	宮下	昭和 53 年 12 月 15 日
臼杵市	56	木所	昭和 58 年 3 月 1 日
	57	山頭	昭和 52 年 6 月 28 日
	58	才原	昭和 61 年 2 月 14 日
	59	大内	昭和 58 年 3 月 1 日
	60	松尾 2 号	昭和 52 年 11 月 1 日
	61	松尾 1 号	昭和 52 年 11 月 1 日
	62	福良木	平成 17 年 3 月 31 日
	63	小屋川	昭和 53 年 12 月 15 日
	64	大工川	平成 15 年 4 月 4 日
	65	中臼杵	昭和 47 年 8 月 29 日
	66	才倉	平成 15 年 4 月 4 日

注) 表中の番号は図 4.2.7-13 に対応

出典: 「大分県砂防管内図」(令和 6 年 3 月、大分県土木建築部砂防課)

「大分県 HP/砂防・地すべり・急傾斜地に関する手続き」(令和 7 年 12 月現在、大分県)



- 凡例
- 都市計画対象道路
事業実施区域
 - 市町村界
 - × 急傾斜地崩壊危険区域

出典：「大分県砂防管内図」（令和6年3月、大分県土木建築部砂防課）

電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

図 4.2.7-13 急傾斜地崩壊危険区域の位置

(15)砂防法第二条の規定に基づく砂防指定地

調査区域には、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第二条の規定に基づく砂防指定地が34箇所あります。砂防指定地の指定状況は表4.2.7-71に、位置は図4.2.7-14に示すとおりです。

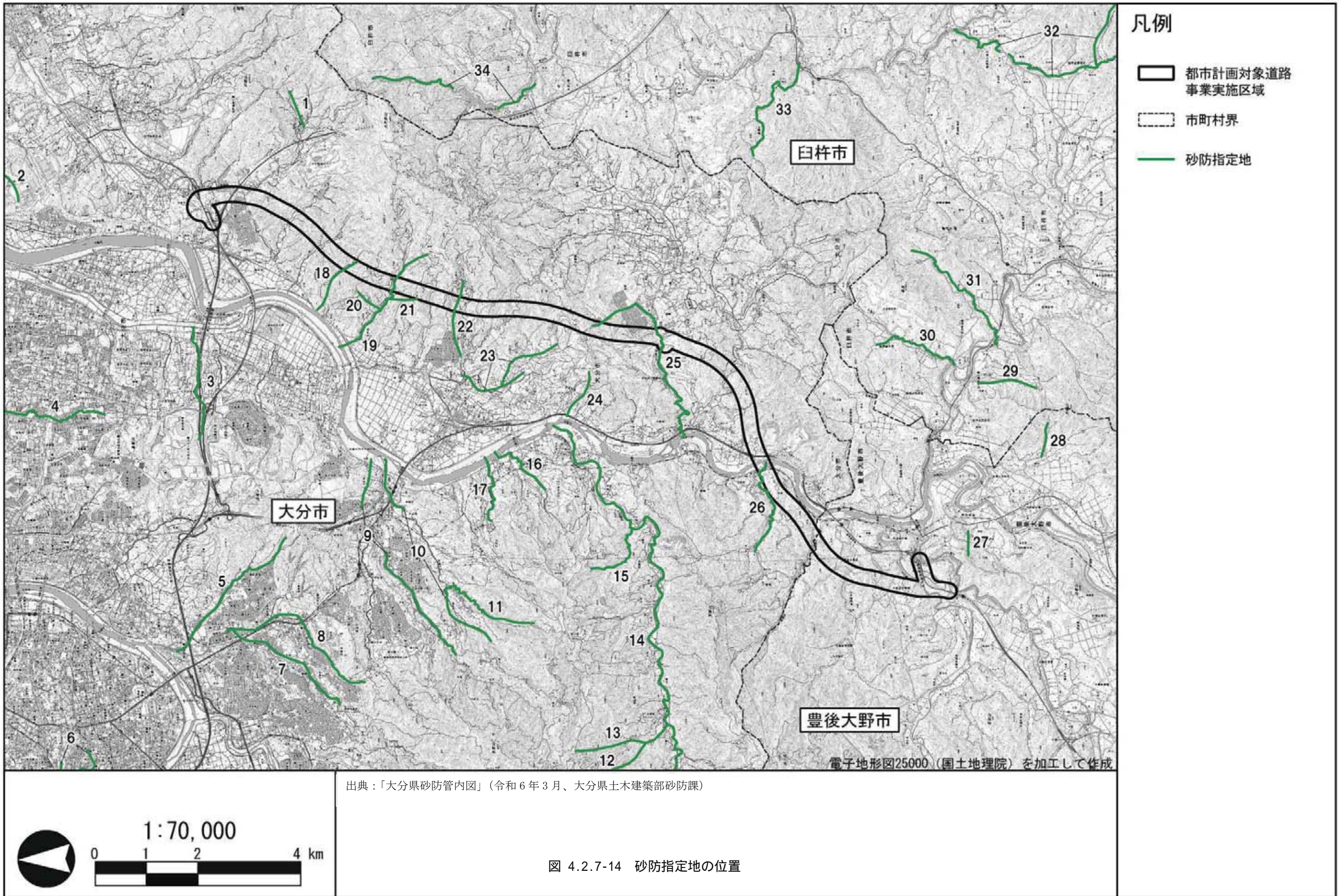
表 4.2.7-71 砂防指定地の指定状況

市	番号	地区名	告示年月日
大分市	1	広内川	平成19年4月25日
	2	江川	昭和49年3月30日
	3	挾間川	昭和41年6月6日
	4	原川	昭和39年9月21日
	5	一の瀬川	昭和43年2月10日
	6	天神谷川	昭和59年1月28日
	7	寒田川	昭和51年12月20日
	8	敷戸川	昭和43年2月10日
	9	判田川	昭和42年3月31日
	10	立小野川	昭和31年12月11日
	11	山田川	昭和51年12月20日
	12	平原川	昭和42年3月31日
	13	中無礼川	平成18年10月27日
	14	河原内川	昭和23年9月11日
	15	佐渡川	昭和26年12月15日
	16	玉泉寺川	昭和38年3月12日
	17	内浦川	昭和43年11月7日
	18	深迫川	昭和47年2月8日
	19	大内川	昭和23年9月11日
	20	仲村川	昭和63年10月8日
	21	上大内川	昭和59年2月24日
	22	佐柳川	昭和51年12月20日
	23	戸次谷川	昭和51年5月12日
	24	王惣川	平成9年3月13日
	25	小筒井川	昭和45年10月12日
	26	花鶴川	昭和43年11月7日
豊後大野市	27	上重川	昭和63年10月8日
	28	井ノ迫川	平成元年10月11日
臼杵市	29	内河野川	昭和42年12月11日
	30	平野川	昭和42年12月11日
	31	黍野川	昭和42年12月11日
	32	名塚川	昭和23年9月11日
	33	勘場川	昭和40年7月30日
	34	末広川	昭和45年4月21日

注) 表中の番号は表4.2.7-13に対応

出典：「大分県砂防管内図」(令和6年3月、大分県土木建築部砂防課)

「大分県HP/砂防・地すべり・急傾斜地に関する手続き」(令和7年12月現在、大分県)



(16)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項および第九条第一項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日 法律第57号、最終改正：令和4年6月17日法律第69号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。

土砂災害警戒区域の位置は、図 4.2.7-15 に示すとおりです。

実施区域には、土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）及び土砂災害特別警戒区域があります。

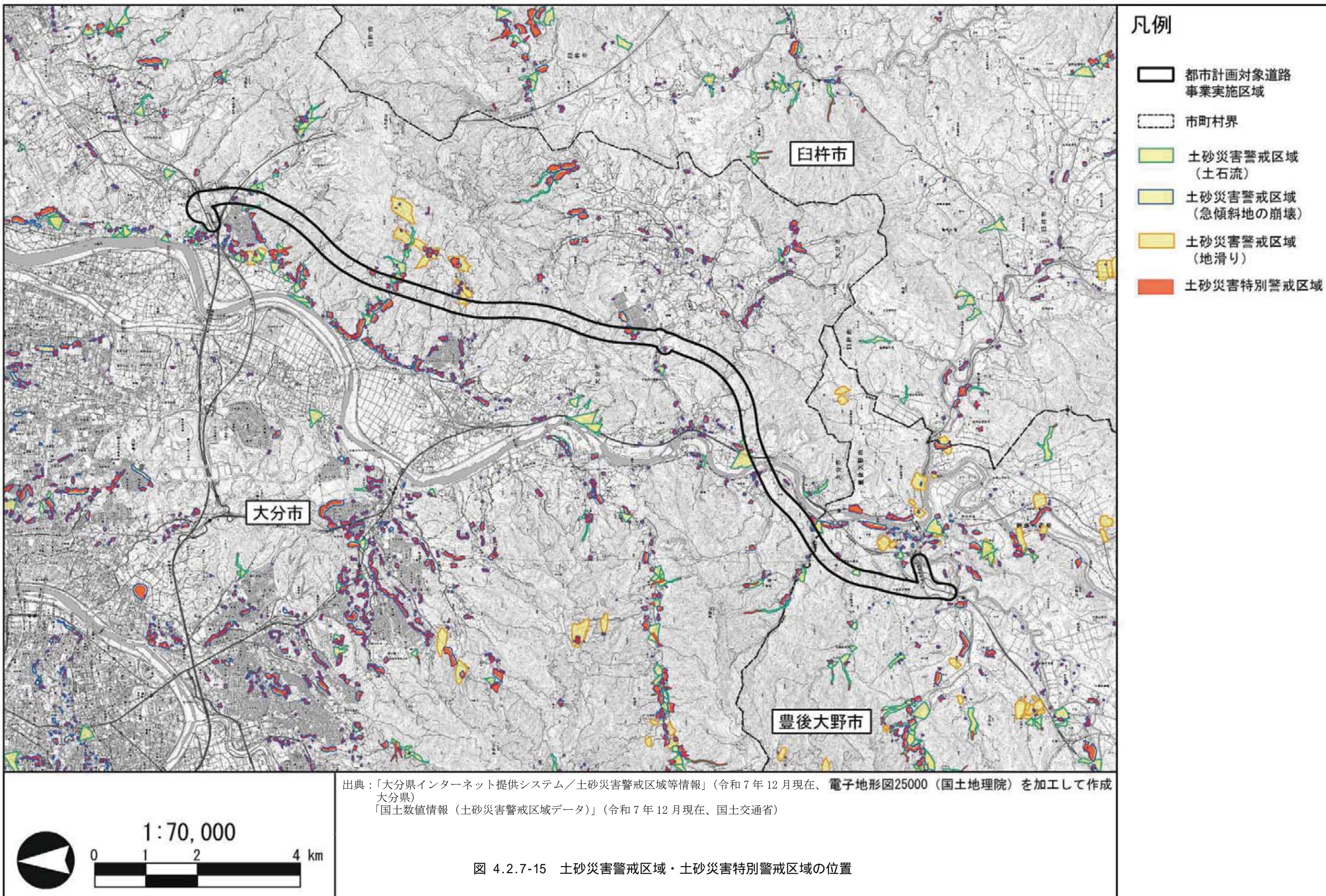


図 4.2.7-15 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の位置

(17)保安林の区域

調査区域には、「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号、最終改正：令和 7 年 5 月 30 日 法律第 48 号) 第二十五条の規定により指定された保安林として、水源涵養保安林、干害防備保安林、水害防備保安林、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林があります。

保安林の位置及び種類は図 4.2.7-16 に示すとおりです。

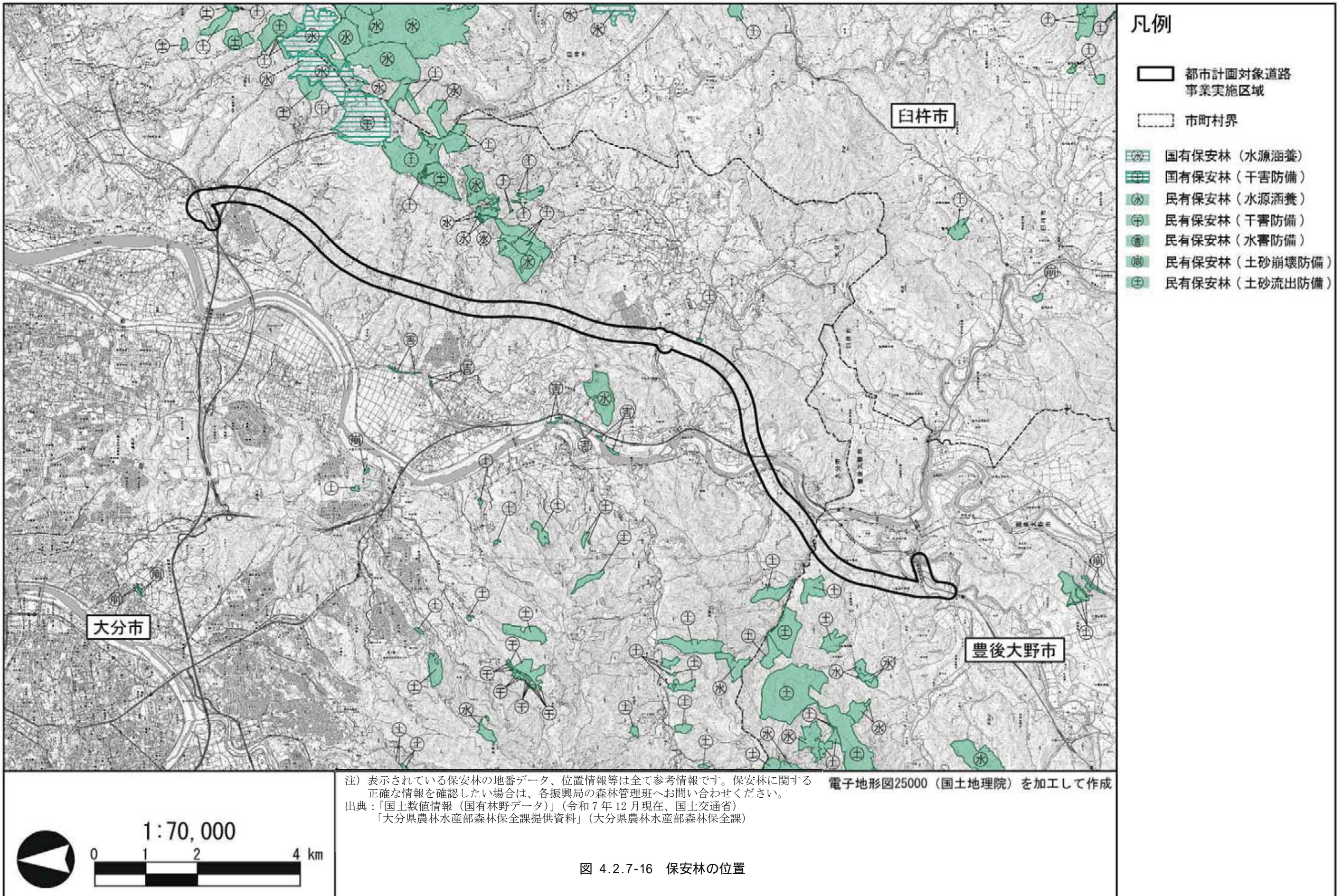


図 4.2.7-16 保安林の位置

(18)生物多様性の観点から重要度の高い湿地

湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に、「日本の重要湿地 500」（平成 13 年 12 月 27 日、環境省）が平成 13 年に公表されています。

調査区域には、「日本の重要湿地 500」に示される生物多様性の観点から重要度の高い湿地が 1 箇所あります。生物多様性の観点から重要度の高い湿地の一覧は表 4.2.7-72 に、位置は図 4.2.7-17 に示すとおりです。

表 4.2.7-72 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

番号	市町村	名称	選定理由
1	大分市	松岡および敷戸のため池群	オシドリの渡来地

出典：「環境省 HP／生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（令和 7 年 12 月現在、環境省自然環境局自然環境計画課）

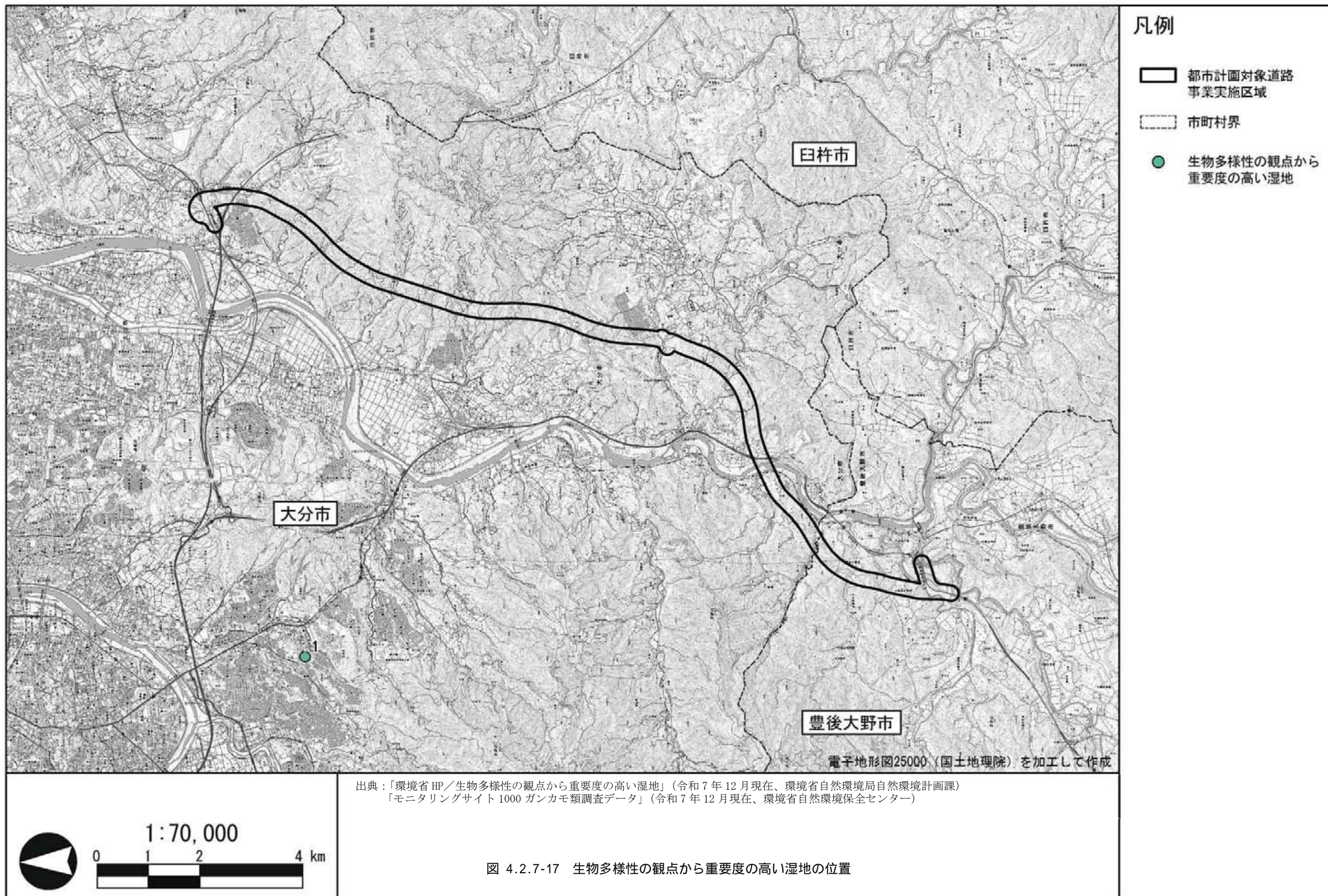


図 4.2.7-17 生物多様性の観点から重要度の高い湿地の位置

4.2.8 その他の事項

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」といいます。)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土等)や、廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号、最終改正:平成24年6月27日法律第47号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)に従い適正処理を行うこととされています。原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号、最終改正:令和7年6月4日法律第52号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)及び「建設副産物適正処理推進要綱」(平成14年5月30日改正、国土交通省)等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。

国土交通省においては、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(令和2年9月、国土交通省)を策定しています。目標値は、表4.2.8-1に示すとおりです。また、九州地方においては「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」(平成27年3月、九州地方建設副産物対策連絡協議会)を策定しています。リサイクル率の目標値は、表4.2.8-2に示すとおりです。

表 4.2.8-1 建設リサイクル推進計画の目標

対象品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

出典:「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(令和2年9月、国土交通省)

表 4.2.8-2 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014 の目標

対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標 ()内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.3%	99%以上(99%以上)
		99.0%	99%以上(99%以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	92.1%	95%以上(95%以上)
		88.9%	90%以上(90%以上)
建設混合廃棄物	排出率	3.0%	2.5%以下(3.5%以下)
	再資源化・縮減率	49.6%	50%以上(60%以上)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.3%	96%以上(96%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	77.2%	78%以上(80%以上)

注) 目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典:「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」(平成 27 年 3 月、九州地方建設副産物対策連絡協議会)

2) 廃棄物等の処理施設等の立地の状況

産業廃棄物に係る中間処理の許可施設は表 4.2.8-3 に、最終処分 of 許可施設の状況は表 4.2.8-4 に、それぞれの施設の位置は図 4.2.8-1 に示すとおりです。

調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設が 5 箇所、産業廃棄物に係る最終処分の許可施設が 1 箇所あります。

表 4.2.8-3 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	市町	事業者名	所在地	処理方法	廃棄物の種類
1	大分市	朝日興産株式会社	大分市大字上戸次 505 番地	破碎	ガラスくず等、がれき類
2		H O K O 株式会社	大分市大字津守 370 番地の 1	脱水	汚泥
				乾燥（機械）	汚泥、紙くず、動植物性残さ、ガラスくず等
				中和	廃酸、廃アルカリ
				破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず
				混合	汚泥、廃油
				成型固化	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず等、ばいじん
発酵		汚泥、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿			
		セメント固化	汚泥		
3		蒼生産業株式会社	大分市大字久土字芦原 2119 番地	破碎	ガラスくず等、がれき類
4		大分エージェンシー株式会社	大分市法勝台一丁目 1 番 13 号	破碎	木くず
5	豊後大野市	有限会社宮成工務店	豊後大野市犬飼町田原 2984 番地 2	破碎	木くず、ガラスくず等、がれき類

注) 表中の番号は図 4.2.8-1 に対応。

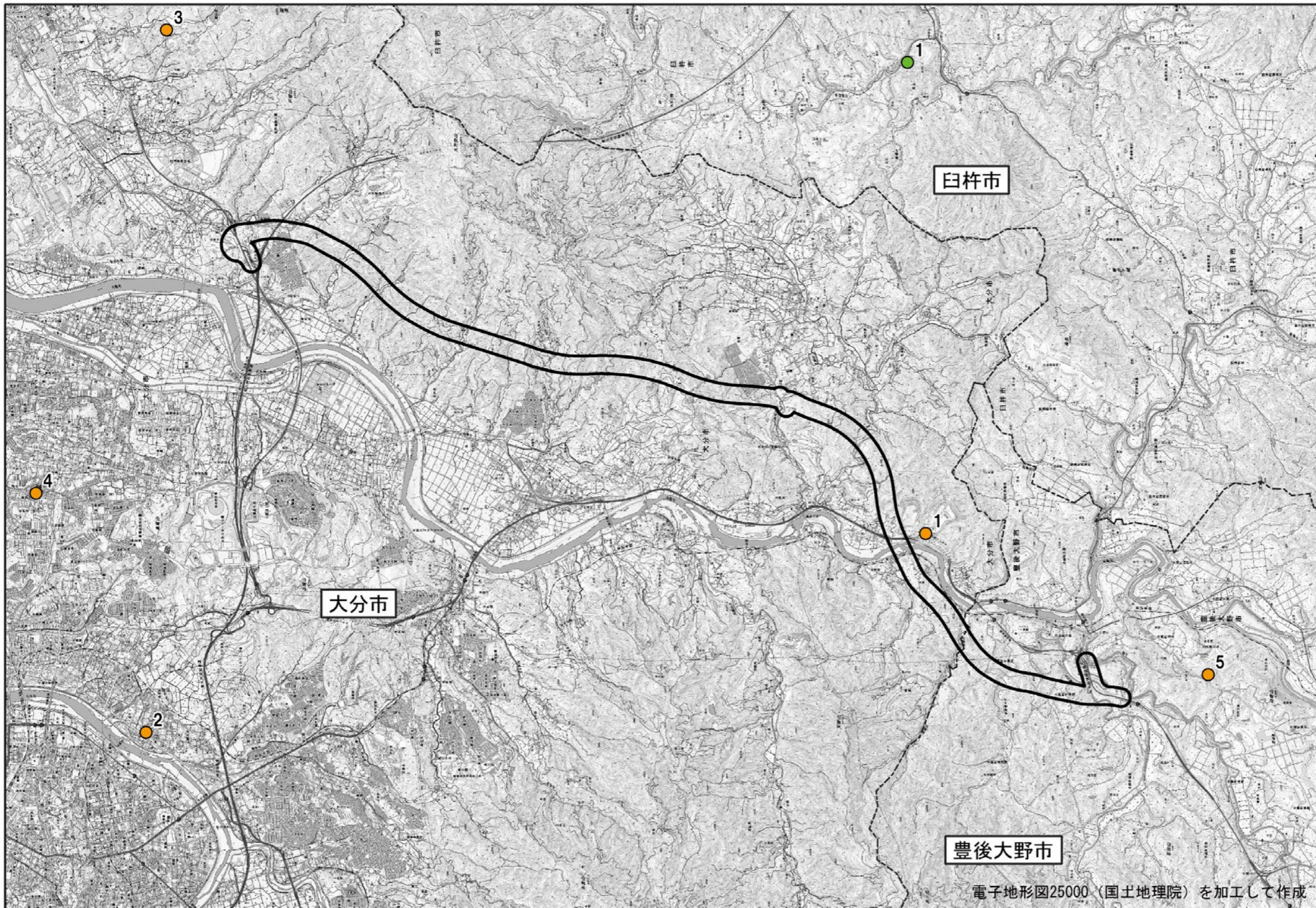
出典：「大分県 HP / 産業廃棄物中間処理業者名簿」(令和 7 年 12 月現在、大分県)

表 4.2.8-4 稼働中の廃棄物最終処分場

番号	最終処分業者名	所在地	業の種別
1	九州美環産業株式会社	大分県臼杵市大字武山 2227 番地	埋立 (安定型)

注) 表中の番号は図 4.2.8-1 に対応。

出典：「大分県 HP / 産業廃棄物最終処分業者名簿」(令和 7 年 12 月現在、大分県)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 市町村界
- 最終処分場
- 中間処理施設

電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

出典：「大分県 HP / 産業廃棄物中間処理業者名簿」（令和7年12月現在、大分県）
 「大分県 HP / 産業廃棄物最終処分業者名簿」（令和7年12月現在、大分県）

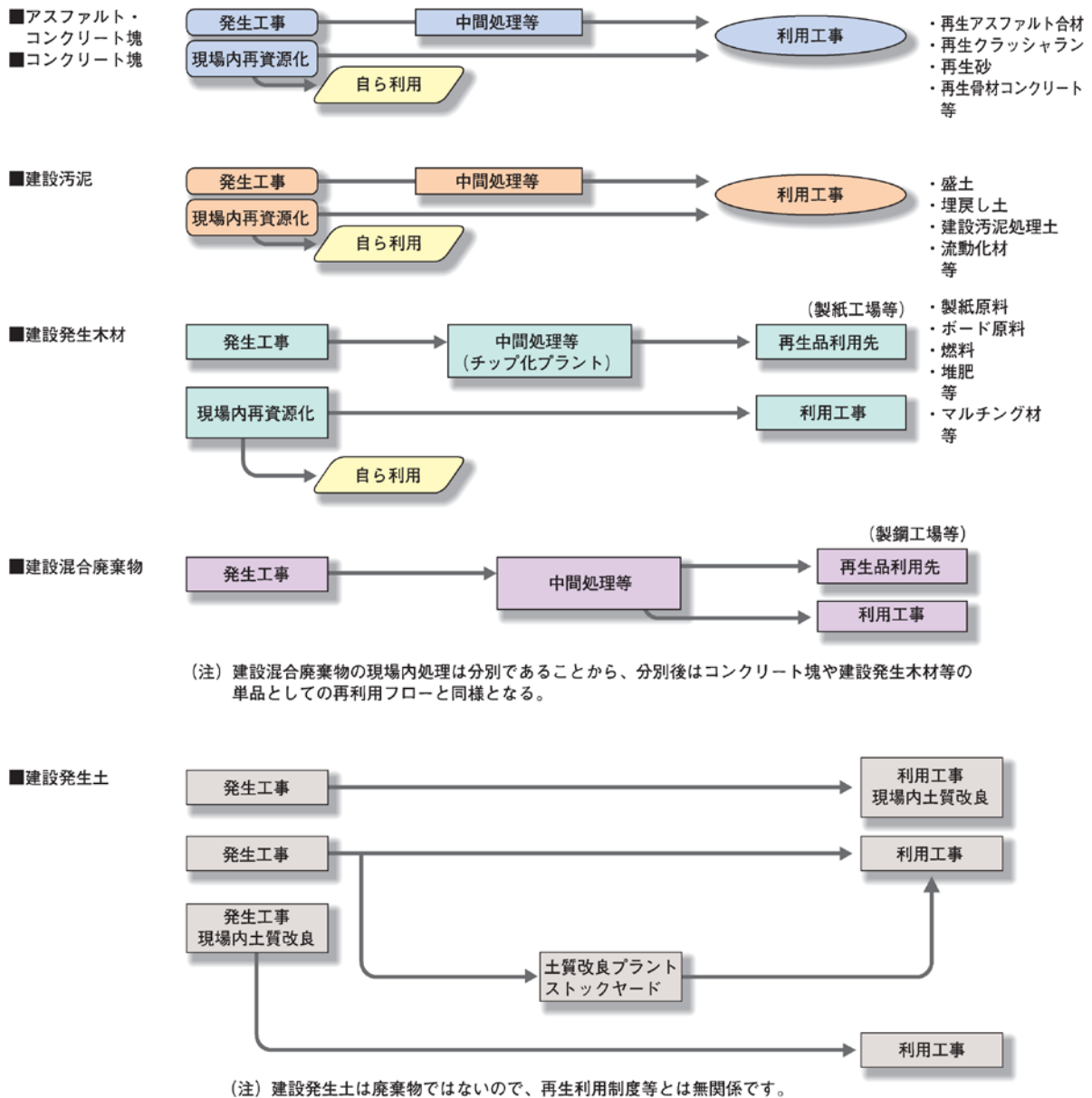


図 4.2.8-1 産業廃棄物に係る中間処理又は最終処理の許可施設

3) 建設廃棄物等の再生利用・処理技術の現状

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは、図 4.2.8-2 に示すとおりです。

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ



出典：「よくわかる建設リサイクル 2020～総合的建設副産物対策～現場での実効ある対策の推進のために」(令和2年9月、建設副産物リサイクル広報推進会議)

図 4.2.8-2 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ